
平成22年第4回南丹市議会12月定例会会議録（第2日）

平成22年11月30日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成22年11月30日 午前10時開議

- 日程第1 議案第87号、議案第88号（委員長報告～表決）
- 日程第2 議第4号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案理由説明～表決）
- 日程第3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第87号 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第88号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 日程第2 議第4号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(議員提出)
- 日程第3 一般質問
-

出席議員（22名）

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今西不悖	6番 森 為次
7番 川勝眞一	8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭
10番 松尾武治	11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人
13番 矢野康弘	14番 橋本尊文	15番 森 嘉三
16番 仲村 学	17番 村田正夫	18番 仲 絹枝
19番 高野美好	20番 大西一三	21番 井尻 治
22番 小中 昭		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山秀良	局長 補 佐	今西 均
係 長	西田紀子	主 査	長野久好

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐々木 稔 納	副市長	松田 清 孝
教育長	森 榮 一	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大野 光 博
総務部長	上原文 和	企画管理部長	井上 修 男
市民部長	西村良 平	福祉部長 兼福祉事務所長	永塚 則 昭
農林商工部長	神田 衛	土木建築部長	山内 明
上下水道部長	和久田 哲 夫	教育次長	東野 裕 和
会計管理者 兼出納課長	小寺 貞 明	八木支所長	川勝 芳 憲
日吉支所長	榎本 泰 文	美山支所長	小島 和 幸

午前10時00分開議

○議長（井尻 治君） それでは皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

日程第1 議案第87号、議案第88号

○議長（井尻 治君） 日程第1「議案第87号、及び議案第88号」を一括して議題といたします。

これより、委員長の審査報告を求めます。

村田総務常任委員長。

○総務常任委員長（17番 村田 正夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました2議案につきまして、去る11月24日に委員会を開催し、詳細説明を受けたのち、慎重に審査を行ったところでございます。ここに審査の状況と結果について報告をいたします。

まず、議案第87号、南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、質疑、討論はなく、表決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第88号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本年8月の人事院勧告に伴う給与改正についての資料説明を受けたのち、減額調整等の質疑を行い、本市職員のラスパイレス指数は類似団体と比較しても低く、今後も不

平不満が出ない対応を望むとの意見がありました。討論においては、日本経済の低迷もあるが、労働者の賃金に跳ね返っていないところに大きな矛盾がある。全国的にも不利益な4月の引き下げ遡及を行わない市もある中で、給与実態の悪い南丹市としては一考を要すべきとの反対討論があり、表決の結果、賛成多数により可決をいたしました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長（井尻 治君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はございません。

特に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

19番、高野美好議員。

○議員（19番 高野 美好君） 日本共産党市会議員団の高野美好でございます。

私は議員団を代表して、議案第88号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

本年のマイナス人勧は、職員と家族の生活を顧みない勧告と言わざるを得ません。賃金引き下げの影響は、公務員準拠の医療や福祉職場など580万人を超える労働者に直接影響をするとともに、市内の中小企業労働者の一時金や来春闘にも及ぼす影響も大きく、消費不況が一層進むこととなります。今年の労働白書も認めているように、今日の不況は行き過ぎた規制緩和政策による雇用劣化不況、賃下げ不況であります。今回のマイナス人勧は、これまでの誤りを繰り返すものとして厳しく批判しなければなりません。公務員の賃金は、この11年間で年間平均給与が61万5,000円も下がりました。さらに9万4,000円もの減額は、職員の職務に対するモチベーションにとっても深刻な状況をもたらすのではないのでしょうか。役職や資格が同じにもかかわらず、年齢のみによって賃金カットを押しつけるという手法は、民間でもあまり行われておりません。人事院がこれまで公務員の賃金決定の根拠として強調してきた職務給原則をも踏みにじる矛盾の極みであります。定年延長を見越して、60歳前後の給与削減を視野に入れての措置という面も黙過できません。昨年に続き、不利益遡及である過去にさかのぼる年間調整をしておりますが、これは労働者の権利の問題として認められないと考えます。府内14市のうち、半数の7市が遡及をしないとしていることからしても明らかであります。また俸給表がマイナス改定される職員と、現給保障層の職員だけで調整をするために、0.28%という数字が出てきていますが、扶養・住居・管理職手当を含めた額に0.28%を減額するために不公平が生じてきております。南丹市の状況を見てみますと、主査、主任、係長という働き盛りの職員が一番多い3級は、在職者数201

人であり、そのうち68人が減額対象となっております。減額対象となる号俸の中間値となります3級、32万6,000円を見てもみますと、手当を含まない減額額は4月から11月までの8ヵ月分と、6月の一時金1.95ヵ月分合計の0.28%でありますから、7,272円の減額であります。実際の改定額は月100円の減額でありますので、同じように計算をいたしますと995円となります。一方、部長職であります7級41万5,500円を見てもみますと、同じように計算をいたしますと1万1,556円と6,965円となります。すなわち、働き盛りの3級職は0.28%減額をされるために、実際より6.3倍減額されるのに対し、管理職の部長は実際よりも少ない0.66倍の減額で済むこととなります。このように一番仕事が大変な状況下にある職員が、不利益を被るという結果にもなっております。また国家公務員給与との比較として使われておりますラスパイレス指数は、京都市を除く府内市の平均が96.4、府内市町村平均でも95.0であるのに対し、本市職員は89.8と極めて劣悪な状況下に置かれております。人事担当課の説明によりますと、人事院勧告準拠と給与構造の改善は別に考えるべきだとされておりますが、マイナス勧告がされた今年こそ、根本的な改善策を示す時期ではないでしょうか。

以上、本条例一部改正案の不当性を指摘をし、反対討論といたします。

議員諸兄の賢明なご判断をお願いをいたします。

○議長（井尻 治君） ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議案第87号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（井尻 治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（井尻 治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議第4号 「南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

○議長（井尻 治君） 次に、日程第2、議第4号「南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森為次議員。

○議員（6番 森 為次君） 皆さん、おはようございます。

今、上程いただきました議第4号、南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本定例会において8月に発表された人事院勧告に伴い、議案第87号、南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正において、特別職員の期末手当、また議案第88号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正において、職員の期末勤勉手当の改正がそれぞれ提案され、ただいま可決されたところであります。議員も自らが昨今の社会経済情勢、南丹市の財政状況を勘案する中で、ここに期末手当の減額が必要と判断したところであります。議員各位におかれましては、何とぞ慎重なご判断の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（井尻 治君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 異議なしと認めます。

よって、議第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

森為次議員さん、ご苦労さんでございました。

これより、討論に入ります。

特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、議第4号を採決いたします。

議第4号については、原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（井尻 治君） 起立全員であります。

よって、議第4号については、原案のとおり可決されました。

日程第3 一般質問

○議長（井尻 治君） 次に、日程第3、「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、11番、谷幸議員の発言を許します。

谷幸議員。

○議員（11番 谷 幸君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、南風クラブ所属の谷幸です。議長の許可を得ましたので、今議会の一般質問を通告にしたがって3点質問させていただきます。一つ目に中学校給食について、二つ目に小学校の統廃合について、三つ目に人権問題について、以上3点質問させていただきます。

質問に入る前に一言申し上げます。今年の夏は、例にないほど酷暑の夏でございました。その暑さの影響で、農作物や家畜等に大きな被害があったと聞いております。被害農家の方にお見舞い申し上げます。また暑さによる作物の不作により、野生鳥獣が民家近くに頻繁に出没しており、近隣住民の方々には注意を促しているところです。特に全国的にもニュースになっている熊の出没には、気を付けなければなりません。南丹市内におきましても熊の出没が多くあり、また暖冬と餌不足で冬眠しないという報道があり、油断ができない状況です。熊の目撃情報に気を付けていただき、入山の際には十分に注意していただきたいと思います。このようなニュースを聞くと、人と動物が共存していた自然環境が今、大きく損なわれているのではないかと感じます。私たちも地球上に生きるものとして、自然環境についてももう一度考え直す時が来ていると思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

一つ目に中学校給食について。先般から再三、一般質問で取り上げられている中学校給食については、南丹市におきましても南丹市中学校給食課題検討委員会を設置し、実施に向け前向きに進行中と伺っております。そんな折、私は婦人会・PTAの会員の皆様の生の声を聞く機会を得ました。実際の現場の声を耳にする中で同じ女性の立場から見ましても、これは大変重要で子どもたちの成長にかかわる問題であり、一日も早く実現に向けて改めて生の声を市政に届けなければならないと痛感したところです。十数年前と現代では、中学生を取り巻く状況が大きく変化しています。まず1点目に、周りを取り巻く環境の変化があります。夫婦共働きの家庭が増え、核家族化が進んでいます。その流れは南丹市も例外ではありません。またメディアによる情報量の増大などにより、まだまだ体の成長過程ある子どもたちが、過度に体型を気にするようになってきていると感じます。私が聞いた中には、朝食は食べず、昼食はコンビニのパンだけ、夜はカップラーメンという食生活を続けている子どもがいたり、母親が朝早く仕事に出るので、自分でお弁当を入れてくる子どものお弁当の中身がゼリーだけだったり、ホットケーキだけだったりするそうです。私はそんな話を聞いて、「先生は一緒にお弁当を食べておられないのか」、また「先生は指導されないのか」と尋ねると、指導されないとのことでした。食事のことにまで教師が指導できないのか。いずれにせよ、育ち盛りの子どもたち

の食生活がこのような現状であることに、大変な危機感を持ったところです。2点目に、温暖化に代表される自然環境の変化です。特に、今年のような猛暑日が続く中でのお弁当昼食は、大変な苦勞があったようです。クラブ活動の早朝練習のため、朝早くお弁当を作り、周りに保冷剤をたくさん入れて通学するそうです。それでも今年の夏のように猛烈な暑さの中で、昼食の時間まで置いていると腐っていることが多く、愛情一杯のお弁当が子どもたちの健康を損なう危険性があります。また最近の社会全体の食生活を見てみますと「コ食」が広がっており、大きな危機感を覚えます。この「コ食」という言葉はさまざまな意味を持ち、一つ目は幼い頃から一人で食事をする「孤食」、二つ目は家族で食卓を囲んでいるにも関わらず、個人個人別々のものを食べている「個食」、三つ目はいつも同じものしか食べないメニューが固定されている「固食」、四つ目はダイエットを意識し、少ししか食べない「小食」、五つ目はパンなど粉もののやわらかいものばかりを食べる「粉食」などがあります。最近では味の濃いものを好んで食べる「濃食」というものもあると聞きます。食事は食育という言葉に代表されるように、食事を通して豊かな人格を育ててくれると私は考えます。みんなで同じテーブルで、同じ食事を摂ることで、好き嫌いなどのわがままをなくし、社会性、協調性を育てます。同時に、栄養バランスのよい食事により、肥満などの生活習慣病の予防、栄養不足による無気力防止につながり、さまざまな食感の食材を食べ、噛む力をつけることで運動能力や考える力を育みます。さまざまな声を聞いた上で、私は未来の南丹市を支える“いま”育ち盛りの子どもたちが、もしそのような環境の中にいるなら、せめて三食のうち一食でも栄養のバランスのよい安心で安全な食事をクラスメイトと楽しく食べ、心身ともに健やかに育ててほしいと願うものであります。また教育委員会の方針といたしましても、学校給食を食に関する生きた教材として食育の観点からも、重視されている点からも、中学校給食の早期実施が不可欠と考えます。現在の検討委員会での検討内容と進捗状況を併せまして、教育長のご所見をお伺いいたします。

二つ目に、小学校の統廃合について。地域に根ざした小学校、それぞれに素晴らしい歴史と伝統を積み重ねてきた学校であります。一人の住民といたしましては、住み慣れた地域のシンボルである学校が、統廃合により無くなるのは気が進みませんでした。しかし、実際の子どもたちの学びの場は、少子化で全校生徒数が50人を割り、複式学級になっているのが現状です。幼少期の1歳の違いは非常に大きく、私自身の子どもの頃を思い出してみましても、1学年上のお兄さん、お姉さんはずいぶん違って見えました。学力的にも、体力的にも違う学年の子どもたちが同じ教室で一人の先生から授業を受けるということは、学習環境として決して満足いくものとは言えないと私は考えます。やはり子どもたちには多くの友達をつくり、その中でお互いに競い合い、時にはケンカもしたりしながら、社会性や協調性、友達を思いやるといった豊かな心を育ててほしいと願うのは、今も昔も変わらない親の思いです。田舎を出て、都会で生活している子どもたちに田舎に帰ってきてほしいと言うと、まず最初の条件に学校の生徒数が少ないこと

が挙げられます。田舎に帰ると子どもを複式学級で学ばせることになり、子どもの成長に影響が出るのではといった心配があるようです。また実際に結婚後都会で生活し、両親の高齢化とともに実家に帰って来られた方に聞かしても、小学校の生徒数の少なさが一番の悩みだったそうです。一方、生徒数の少なさの問題から、2人の子どもを京都市内の私立小学校に通学させておられる家庭があります。その両親は朝早く家を出なくてはならないし、学費、交通費が高くなるが、それでも子どもの成長を考えると、より良い環境で学ばせてやりたいというのが親の切なる思いと聞きました。一クラス4、5人の少数学級で学んでいた児童が、一クラス40人近い中学校に入ると、環境の変化に精神面や学力への影響が心配されると聞きます。どうしても、いきなり大きなクラスに入ると、物おじして自分の意見等が言いにくくなることもあるようです。小学校の段階から多くの人前で自分の意見を発表すること、多くの人数と共同生活すること、多くの人数をまとめリーダーシップを発揮することは、子どもたちにとってかけがえのない経験であるだけでなく、本人にとっての大きな自信につながるものと考えます。また、I・U・Jターン等、若者定住者が選ぶ生活環境では、今述べました学校教育環境の整備の良否が住みたいまち「南丹市」の第一条件になると考えます。

次に、財政面を考えますと、現在南丹市内には17校の小学校があります。その維持管理費は大変大きな金額になっており、耐震基準も満たしていない校舎については、耐震工事が着々と進行しています。また今年のような猛暑が続けば、クーラーの設置等も必要不可欠です。少人数でも、大人数でもクーラーの設置費用、電気代等は同様にかかってきます。厳しい財政の中、統合することで効率的な財政運営につながるのではと考えます。

以上のように、教育環境、財政面から見ましても、市民と十分協議された上、統廃合を視野に入れた教育環境の適正化に取り組んでいくべき時期にきていると考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

三つ目に、人権問題について。毎日のように、心が引き裂かれるような残酷な事件があつと絶たない日々が続いています。こんな社会環境で育った孫が祖父の病死を聞いて、「おじいちゃん誰に殺されはったん」と聞いたと言います。人の死、イコール誰かに殺されると思い込んでいるのです。子どもにまで、人が人の命を絶つということが日常的になっています。もっと子どもたちに限りある命の大切さ、尊さを、身を持って体験させるべきであると考えます。幸いなことに、ここ南丹市には豊かな自然があり、農業体験も盛んに実施されています。多感な子どもに実際に体験・体感することで、大人では考え付かないようなことまで子どもは感じ取り、吸収していく真白な心を持ってします。教室を飛び出して、現場で自ら五感で感じる大切であると考えます。また、私たち大人も人権尊重の意識が薄れてきているように思われます。家庭の中においても、親を親と思わず、祖父母を祖父母と思わず、一人一人の人権を尊ぶ気持ちが希薄になっているように思えます。お年寄りを人生の先輩として尊敬し、敬愛する気持ちを、まずは

家庭内に、そして地域内に高めていかなければなりません。人間関係の希薄化が進む昨今、もっと住民同士の交流を密にすることが安心・安全なまちづくりに必要と考えます。そういった意味では、地域行事は年齢・性別を超えて人が集まる絶好の機会です。さまざまな人たちと話し合え、心ふれあえる貴重な時間だと言えます。命の尊さ、平等さを学ぶ人権学習は、人格形成過程において最も重要な教育と考えますが、学校での人権学習への取り組みについて、教育長のご所見をお伺いいたします。

また、最近市民への人権啓発事業もマンネリ化しつつあり、人の集まりも減少してきているように思われます。生かされている自分を見つめ、共に社会でお互いに尊厳し合える地域づくりのためのコミュニティの輪を広めるような意義ある事業・施策の工夫と見直しが必要と考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上で、この場の私の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。それでは、谷議員のご質問にお答えいたします。

私のほうには、人権尊重につきましてのご質問をいただきました。ただいまご質問の中にもございましたように、人権尊重のまちづくり、それぞれの施策というのは、やはりあらゆる行政のまず基盤となるものだと認識をいたしておるところでございます。また先ほどご質問の中でも述べられましたような、現下の諸情勢、さまざまな事件が発生しておるということは、大変憂うべきことでありまして、また行政におきましてもこの人権尊重のまちづくり、まさに市民の皆様方とともに積極的な取り組みをしていかなければならない、このように基本的な感じおるところでございます。現在のところ、それぞれ各種の講演会やら講座、映画会、またCATVなどでもふれあい広場として、市としてもそれぞれ研修会等実施をいたしておりますし、また、それぞれ各自治会等の組織の中で、そういった研修会も実施をいただいておりますのが現状でございます。市が主催しております事業での参加者数というのは、そんなに変動はないわけでございますけれども、ただ、これの現状でいいのかということも課題があるというふうに思っておりますし、また、それぞれ各自治会等で実施していただいております研修会等によりまして、私も仄聞いたしましたところ、知っておりますところは、人数が大分減ってきておると。また、もう一方では役員さん中心で一般の参加者が固定化されておるといふようなお話も聞いております。こういった中で、大変この人権啓発事業というのは見えにくいと言いますか、成果が確実に掌握しにくいという側面のあることも事実でございますけれども、やはりこのことをしっかりと踏まえながら継続的に、また繰り返し粘り強い取り組みをしていかなければならないというふうに基本的には考えております。ただ、今マンネリ化という話がございます。それぞれ今後の事業推進につきましても事業の手法、また講師の選定等も市で行う事業につきましても、それぞれご参加いただいております皆

さんのご意見や、人権教育啓発推進協議会の皆さんとも十分協議をいたしまして検討を加える中で、より多くの皆さん方がご参加いただける、また成果として、より一層効率的な、こういったことも考えながら実施をしていきたいと、このように考えておる次第でございます。これからもご指導や、また、ご助言も賜りたく存じております。先ほど申しましたように、人権尊重のまちづくり、これはあらゆる行政の基盤となる施策だというふうに考えております。ただ、単なる各種の講演会等でのみにかかわりませず、こういった姿勢をもって、それぞれの行政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解やまたご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） おはようございます。谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、中学校給食についてであります。中学生という心身の成長期において、食生活についての理解を深め、望ましい食習慣を確立することは、生涯を通じて健康に過ごすための基礎を形成することになると考えております。市内すべての中学校で、こうした食育の観点からの学校給食を実施するためには、給食未実施中学校の現状と実態を踏まえ、学校給食を導入した場合の教育課程上の課題をはじめとした諸課題を解決していくことが不可欠であるということから、中学校給食課題検討委員会におきまして、四つの検討課題について協議が進められてきたところであります。これまでの本委員会における中間的な検討状況とその内容についてであります。まず、教育課程実施上の課題については、現行の標準授業時間数を確保するという前提に立ちまして、学習日課表の工夫、検討など、現行の教育課程の一部修正が必要であること。また生徒指導上の課題につきましても、配膳や給食マナー等の指導は各校の教職員により行うことは可能であるが、配送車からの食缶の受け取りや配膳室での準備等につきましても、これらの業務を行う配膳員の配置等について検討していく必要があること。さらに、食に関する個別対応上の課題につきましても、小学校と同様に学校と家庭、保護者との緊密な連携が必要であること。そして、施設・設備整備上の課題につきましても、各学校一部施設改修等を行うなど、一定の整備の検討が必要である、こういったそれぞれの課題につきましても、課題解決につながる意見が出されてきたところであります。この課題検討委員会からは、これらの意見を整理集約して、年内に課題解決方策として答申をいただくことになっておりまして、今後につきましても、この答申に盛り込まれた内容と残されましたクリアすべき諸課題について、中学校給食の実施が可能となるように教育委員会としての分析検討を加えまして、年度内に具体的な今後の方向性を明確にしていきたいと考えております。

次に、小学校の統廃合についてであります。本年度5月1日現在、市内小学校17校の児童数は1,692名であります。仮にこのまま今後、社会的な変動もなく推移するとすれば、4年後の平成26年度には1,500名を割り込み、今年度より200名

以上減少することが予想されます。また市内17校の状況ですが、このうち15校が100人未満、そのうち11校が50名未満、また複式学級は9校、うち4校は複数の複式学級を抱えることになるなど、本市の少子化の傾向は市内の一部の地域、一部の学校に見られる課題ではなく、南丹市内全域で進行する課題ととらえております。このような状況が予想されることから、この秋に、子どもたちにとって生きる力を育むより良い学校環境はどうあるべきかを一つのテーマといたしまして、市PTA連絡協議会あるいは学校評議員の代表の方々と意見交流を行ってきたところであります。その際におきまして、例えば「児童数が少ないほうが家庭的でつながりが深まりやすい」という意見がある一方で、議員ご指摘の「複式や複々式になると学力について本当に心配に思う」といった意見が出されておりますし、さらに「今後の方針を行政として早く示すべきだ」、また「統合は避けて通れないと感じている。しかしその前に情報を十分に提示してほしい」とか、「子どもの立場に立った検討、そして教育の専門家の分析なども必要ではないか」など、さまざまなご意見をいただきましたところ。また学校関係では、市の小学校長会等にたくましく生きる力を育む学校教育環境のあり方等について、現在、諮問をしております。目下進められております小学校間で連携した交流の学習ですとか、あるいは合同行事の取り組み等の成果と課題を踏まえた答申を、来年2月を目途に受けることになっております。議員ご指摘のとおり、学校教育環境は地域振興とも密接に関連するものではありませんが、学校教育のあり方につきましてはあくまでも子どもの育ちを中心として、引き続き議論を深めることが重要であると考えておりまして、今後とも、これまで各方面からいただきましたご意見、さらには学校での取り組み状況等を踏まえ、教育的観点から子どもたちが持っている力を十二分に発揮できる、より良い教育環境について、積極的に検討を進めていきたいと考えております。

次に、学校での人権学習についてであります。学校における人権学習はあらゆる教育活動を通じて推進し、すべての児童・生徒に命の大切さや、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度や実践力を育むことが重要であると考えております。このため毎年度各学校には命の大切さ、基本的人権の尊重、人権認識等の普遍的な視点からのアプローチと社会に存在するさまざまな人権にかかわる問題についての学習などの個別的な視点からのアプローチという、両面からの学習を発達段階に応じて展開するよう、常々指導しているところであります。本年度におきましても、小学校においては命を大切にしようとする豊かな感性の育みと共に、身近な生活上の問題について自ら気づき、主体的に考え、仲間とともに解決しようとする態度の育成を図るとともに、地域の身近な教材を活用した地域学習などを通じて地理的、時間的な認識の基礎づくりを進めております。また中学校においても、さまざまな人権問題の正しい理解と問題解決のために行動できる能力と実践力の育成に向け、同和問題学習をはじめとして、障がいのある方々への理解や高齢者の問題など、人権にかかわるさまざまな内容を指導計画に適切に位置づけ、歴史認識や人権認識の素地づくりを進めております。現在、市内の各小・中学校におきまして

は、人権週間を挟んで全校ぐるみで仲間の良さ見つけ、あるいは意見発表会、いじめや一人ぼっちを出さない、つくらない、命の大切さや思いやりの心を通い合わせる指導、PTAとも連携した親子での参加型人権学習など、そういった取り組みが児童・生徒の発達段階ですとか、あるいは各学校の実態を踏まえてさまざまに工夫され、実施されているところでもあります。今後とも各学校が地域や児童生徒の実態を踏まえて、日常生活においては毎日が人権の日という位置づけを大切にして、すべての子どもたちに豊かな感性と科学的なものの見方、考え方を育む人権教育が推進されるよう、各学校に対して引き続き命の重要性も含め、人権の視点に立った教育活動の推進について、しっかりと指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

谷幸議員。

○議員（11番 谷 幸君） 丁寧な答弁をいただきました。中学校給食について、もう少し実施に向けて具体的に1年後とか、2年後とか、もし、そういうふうな具体的な数字が出ていれば教えてほしいのと。

人権問題についてのほうなんですけども、最近南丹市内で学校の下校時に不審者が出ているというニュースを聞くんですけども、保護者の方には連絡がいつていると思えますが、子どもたちを地域で守っていかなければならないという観点から、一般市民には連絡が届いていないということで、ぜひ一般市民のほうにも防災無線などを利用して、連絡をしてほしいという思いがあるんですけども、両方とも教育長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（井尻 治君） 森教育長。

○教育長（森 榮一君） まず、中学校給食についてですが、いつ実施をするのかというご質問でございましたが、先ほど答弁させていただきましたように、何よりも実施のためには課題のクリアが必要ですので、そのクリアをしていく中で、方向性を明らかにできるのは年度末というふうに考えております。それまで教育委員会の中でも議論を深めながら、年度内にいつ実施をするのかといったことも含めて、方向性を明確にさせていただきますたいと思っております。

次に、不審者等の問題についてであります。現在、この園部町の近辺で露出型の不審者が出没をいたしております。これらにつきましては情報が入り次第、ただちに各学校を通じて保護者にも伝わる体制をとっております。併せまして、南丹市の安心・安全メールで、これに加入いただいております方々にはメール配信を携帯でできる体制をとっております。今、ご指摘いただきました地域全体にそういった情報の配信をということでございますが、これらにつきましては、関係機関としっかり連携して、今後も情報伝達がスムーズにいくように体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

谷幸議員。

○議員（11番 谷 幸君） これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 次に、19番、高野美好議員の発言を許します。

高野議員。

暫時休憩します。

午前10時48分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（井尻 治君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めて、高野美好議員の発言を許します。

○議員（19番 高野 美好君） 日本共産党市会議員団の高野美好でございます。議長の許可を得ましたので、佐々木市長に質問をさせていただきます。

まず、本市におきます特産品開発、特にホンモロコの養殖について、質問をさせていただきます。本題に入る前に、ホンモロコについて、少し紹介をいたします。ホンモロコは元来、琵琶湖に生息をしている魚で、琵琶湖固有種の一種であります。ホンモロコの最も大きな特徴は食味です。骨やえらぶた、頭などが柔らかく、肉質に甘みがあります。また手に取った感触にはざらざら感がなく、つるつるしています。さらに、この魚の最大の特徴は川魚特有の臭みが全くないことであります。ホンモロコの養殖に関する研究は、やはりホンモロコのお膝元である滋賀県水産試験場で、1930年代後半から連綿として研究が継続されており、琵琶湖の生態系・養殖・増殖に関する詳細な研究がされております。また島根県の水産試験場では、宍道湖での増殖を目的とした研究がなされ、埼玉県水産試験場では1982年以降、転作用対象魚として休耕田及びため池を利用したホンモロコ養殖試験に取り組み、現在では生産戸数50戸以上、生産量は20tにも及ぶ養殖産業となっております。また鳥取県では2001年に埼玉県から種苗卵を入手して、休耕田を利用した養殖を行い、現在では生産者戸数において埼玉県を抜いて日本一となっております。

本市の美山漁業協同組合では、清流美山川を活かした鮎漁の振興に懸命の努力を重ねられておりますが、鹿害による山林の崩壊や自然現象の変化等によって河川環境が悪化、さらには遊漁者の減少などにより行政のバックアップはあるものの、経営状況は極めて厳しい状況下におかれております。美山漁協では役員の皆さんを中心に、鮎漁に代わる水産業の振興策はないかと、いろいろな調査研究が進められ、一昨年からは漁協の役員の手によってホンモロコの試験養殖が開始をされました。そして本年は5人の皆さんが養殖を始められました。ちょうどこの時期、水揚げ作業が行われておりますが、どの池でも孵化間もない大きさたった4mm程度の魚が、現在では8cmから9cmぐらいまで育っております。ホンモロコの養殖施設の立地条件は、山間地の段差のある地形で、一年中給

水可能な場所が適していることから、自宅に近い休耕田を利用して養殖を始められた方もおられます。ところが、美山支所から、「無断で転用してもらっては困る」「当該農地が中山間地等の直接支払制度交付金の協定農用地であれば、集落全体の交付金の返還が生じるかもわからない」などと言われ、生産意欲がなくなったと嘆いておられるわけです。早くから始められました埼玉県では、当初から転作用対象魚として扱われているので、全く問題がないようであります。鳥取県でも水田の表土をはがし、その土を畦に盛り上げる程度の改造、すなわちいつでも現状に復帰できる状態には転用許可が不要で、養魚水田として扱われております。美山町では、すべての集落のほとんどの水田がほ場整備されております。しかし、高齢化が進み、山間地の端々の水田の休耕が目立ってきました。すでに茅原になったところも出現をいたしております。中山間地農業は現在、米をつくっても飯が食えないという状況に追い込まれております。実は私も60アールの水田を栽培をいたしておりますが、苗代、肥料代、耕運に植付、さらには刈取り、乾燥調整料などの直接的な経費だけで50万円かかります。採れた米は今年100袋でございました。1袋6,000円といたしますと販売額は60万円で、手元に残るのは差引10万円、10アール当たり直しますとたったの1万7,000円の収入しかないわけです。草刈とか、肥料散布等の手間賃を勘定せずに、この程度しかないわけです。その点、ホンモロコ養殖は休耕田を利用した場合、5アールの初期費用として水田の改良費5万円、電気設備費3万円、資材庫の建設費5万円、自動給餌機、えさやり機でございますが8万円、雑費5万円、合計26万円程度の出費で済むと言われております。ホンモロコの美山町での生産者価格は1kg当たり2,000円となっており、5アール当たりの収入は、個人差はあるものの10万円から20万円の収入があるようであります。そして、ホンモロコは京都では高級魚として古くから知られており、京都に近い美山町での生産は販売にも有利になると考えられます。荒れていく田んぼを守るためにも、休耕田を利用したホンモロコ養殖を推進すべきと考えますが、市長のご見解をお伺いをいたします。

さらに、高級淡水魚であるホンモロコを美山のブランド品として振興すべきと考えます。すでに平成21年度において、水産加工施設整備事業として揚水機の設置や製品パック機械の補助が行われております。本年策定された過疎地域自立促進計画においてもホンモロコ養殖池の整備が計画をされております。高齢化の進む山間地域の有効な事業として、市として本腰を入れた取り組みを展開しようとお考えなのか、併せて市長のご見解をお伺いをいたします。

次に、美山やすらぎの川づくり事業についてお尋ねをいたします。この事業は、手付かずの自然が多く残されている由良川の上流域にあたる美山において、清らかな流れとともに、多様な動植物の生息環境をより良い状態で未来に引き継ぐために、井堰の改善、瀬・淵・川原の再生、砂防堰堤の機能保全、親水性の確保を目指すとして、京都府営事業で取り組まれております。平成21年度は田歌地内の堆積土砂の除去、不要となった

頭首工の除去が行われ、順次下流へと事業が進められることとなっております。美山漁業協同組合や振興会なども参加をした計画づくりが行われるなど、住民参加型事業として進められている点で、大変良い事業だと考えております。しかし、21年度の事業執行状況を見てみますと、土砂の捨て場所の確保に時間を要し、工事発注が遅れ、冬場から春先の工事となりました。今年は雪が少なく、雪解け時の増水は少なかったのですが、結果は予想したほどの土砂が除去をされませんでした。また土砂の捨て場をめぐるトラブルも発生をいたしました。その経験から土砂の捨て場の確保を早くし、工事発注も台風期が過ぎれば早急に行い、年内には工事完了するよう、美山漁協の役員や地元からも強く府の土木事務所に要請をされておりますが、平成22年度、本年度工事は、いまだに着工されていないようであります。府営事業でありますので、南丹市としては直接関係のないことではあります。地元としてはこの事業がどのように進捗をしていくのか、強い関心事であります。市としても、土砂の捨て場の早期確保、早期の工事発注、地元の要望実現に向けて、京都府と一体となった取り組みが必要と考えますが、市長のご見解をお伺いをいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、高野議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目につきまして、ホンモロコの養殖の問題につきまして、ご質問をいただきました。ご質問にもございましたように、美山漁業協同組合の皆様方がこの事業に積極的にお取り組みをいただいております。もう今月中から水揚げが行っておられるというふうに承知しております。こういった中で販路の拡大につきましても、今ご尽力をいただいておりますというのを聞きしておるところでございます。基本的に私どもにとりましても、この生産・加工・販売、これにつきまして拡大するということがあれば、大変ありがたいことであるというふうに認識をしておりますし、私ども市といたしましても積極的に連携をとりながら、努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。ただ、今、お話がございました農地利用の問題につきましては、やはり先ほどお述べになったような課題もあることも事実でございます。この点につきましては、やはり農地転用等、農業委員会等関係の機関と十分ご協議をいただく、このことが大事だと思っておりますし、私どもも連携をしながら適正に活用していただく、また、今ご質問の中でございましたように遊休農地、こういうようなことについてはこういうような利用ができるのであれば、できるような形のものを整えていく、このことが大事だというふうに考えております。やはり許可の条件、農業委員会の権限もありますので、その辺を十分考慮した上で、調整を図っていかねばならない課題であるというふうに考えておるところでございます。とりわけ、この鮎というのは有名なんですけれども、川魚、ゴリ、川の鰻、淡水魚というのが大変、今見直されておる時期でもござ

いますので、今後、ブランド展開も含めまして、市としても努力をしていかなければならないと考えております。また、この加工施設等の充実につきましてもご質問をいただきましたが、ご質問でもおっしゃっていただきましたように、過疎計画の中にも掲げておるところでございます。漁業協同組合の皆さん方の今後のお取り組み、また、これとも連携する中で、必要な施策についての検討を進めていく、このように考えておるところでございますので、漁協の皆さん方のご奮闘をしっかりと支えていかなければならないというふうに思っております。今後とものご指導やご協力を賜りますことを、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、美山川のやすらぎの川づくり事業についてでございますが、ご質問でもお述べいただきましたように、まさにモデル事業として、京都府におきまして平成21年度から5カ年間の計画として進めていただいております。事業の概要といたしましては、安掛地内から田歌地内までの16km区間において、井堰等の川の遡上の改善、また不要になっております井堰の撤去、堆積土砂の浚渫などを行うことよっての河原の再生、また親水性の確保などを目的として進めていただいております。平成20年度に地元の各組織の代表者の方々、また学識経験者の方々に組織いただきました検討委員会を設置いただき、ここで策定された計画に基づきまして、事業を実施していただいております。こういった中でご質問の中でもございましたように、21年度それぞれの事業も実施していただいておりますし、今年度も井堰の魚の遡上改善、また河原の再生工事が予定されておまして、また北地区におきましても、河川環境整備の実施詳細設計が現在進めていただいております。

生態観察のモニタリング調査も実施されておるところでございます。こういった中で、課題となっておりますことにつきましてのご質問でございました工事発注の早期の発注ということでございますが、ご承知のように、河川工事につきましては渇水期の限られた時期ということになっておりますので、今年度工事につきましては今月中旬に発注され、すみやかに着手いただくというふうに承知しております。

また土砂捨て場の問題でございますけれども、費用の観点から、また他の事業への流用など、仮置き場の検討など、現在調整をしていただいております。

特に地元の皆さん方からさまざまな声も、京都府のほうに伝えていただいております。この事業、これ自体が地元の関係者にも入っていただきまして作成されました事業でございます。こういった中で、やはりすばらしい、私は事業だと考えております。当然、京都府また地元の皆さん方との連携を強めながら、市としてもこの早期の事業の完成に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員（19番 高野 美好君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、ホンモロコの生産についてであります。市長として、積極的に連携を取りながら進めると、こういうお話でありましたけれども、積極的に進めるということになりますと、先ほど言いましたように常時谷水または用水からの水が取れる場所、中山間地の一番奥地にかかわるところになるんですが、大体そういうところは、農地が多いわけがあります。農地の利用・適正に活用と、こういうことで、具体的に答弁がなかったわけがあります。私も漁協の皆さん方に聞いてみますと、鳥取県も最初はそういうことで遊休農用地の利用については、転作用の対象魚としては認められないと、こういうふうなことであったようでありますけれども、地元の町長、八頭町長というふうにお聞きしましたけれども、が先頭に県への申し入れをやられてきました。最初はだめだったようですが、最終的には知事の決裁、当時の鳥取県の知事は今、総務大臣の片山知事だったようでありますけれども、このことを聞いて、それはおもしろい、やってみたらどうやと、こういう知事の一言で、転用ではなしに転作用の対象魚として認められたと、こういうことであります。埼玉や鳥取県でできて、南丹市にはできないと、こういうことではないと考えますので、ひとつ転用ということではなしに、転作用の池として認めてもらえるように、これ市だけで判断できないのかどうかわかりませんが、市長先頭に京都府へも掛け合うべきではないかと、こういうふうを考えてますが、再度市長のご見解を伺いたいと思います。

それから、あと振興策でありますけれども、これも鳥取県の例でありますけれども、鳥取県では稚魚に対する補助だとか、それから新製品を開発するためのパンフレットの作成だとか、学校給食でもホンモロコを利用している。またホンモロコの料理のレシピ集を県の栄養士会が作成をすると、こういうようなことも行われておりますので、そういう援助策が取れるのか、取れないのか、その点についても伺っておきたいと思います。

それから、さらに生産はできたとしても、問題は販売になってくるわけであります。今年も美山漁協の皆さん方、たくさん捕れてきましたのでいよいよ販売をということで、京都市場やとか、京都の卸等へもアタックをされているようでありますけれども、それとてなかなかそう簡単に、はいわかったと、こういうことにはならないというふうに思われます。鳥取県では、県の商工会の連合会が全国の物産展への出品をやったり、県の商工部が流通業者との商談をやったり、先ほど言いましたように、県の栄養士会がレシピの作成を行ったりというふうなことで、極めて積極的な援助を行っておられるわけがあります。そういうふうな支援策、援助を市としてやろうとしているのか、どうかについても伺いをしておきたいと思います。

以上、この点についてお願いをしたいと思います。

それから、美山やすらぎの川づくり事業ですけれども、中旬に発注をされておそらくこれいよいよ工事がかかるのではないかと思われますけれども。要するに川の工事でありますので、早くやらないと間に合わない。昨年、先ほど言いましたように雪解け水が少な

かったわけでありませうけれども、やっぱり冬場から春にかけては水が出てきますので、工事の関係は水面以上の土砂しかとらないと、こういうことで行われておりますので、結局夏見るとほとんど土砂取ったか、取ってへんかわからへんと、こういうふうな状況下にありますから、できるだけ土砂を取っていくというのが、この事業の大きな狙いでもありますから、本当に早くやるようにやっていただきたいというふうに思いますし、市としても傍観者ではなしに、積極的な対応をお願いをしておきたいと思います。できれば市としては、どの窓口で対応されるのか、お聞きをしておきたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、ホンモロコの問題でございます。やはり農地転用、また農地の転作という観点から言いますと、農業委員会の所管という部分があります。私からこのことにつきましてどうこうは申せないわけでございますし、先ほどの答弁でも申しましたように、農業委員会におきましてもこの点について十分に漁協の皆さん方や、また、その耕作者の皆さん方のご意見を聞きながら対応をされるというふうに承知をいたしておるところでございます。市といたしましても、先ほど鳥取県の先進事例等ご披露いただきましたが、知事の一言で決まったというようなことはないと思うんですけれども、それぞれ具体的な策につきましては、漁協の皆さん方と十分にお話をさせていただき、また耕作者の皆さん方のご意見も賜る中で、この施策の推進に努力をしていくことが肝心だというふうに思っております。とりわけ販路の問題につきましては、さまざま観点からも商工会の皆さん方や、また京都府の関係の皆さんともお願いをしながら進めていかなければならない課題であるというふうに認識しております。大変新しい形でこのホンモロコの養殖にお取り組みをいただき、ご尽力をいただいておりますこと、成功するように、私ども市といたしましても努力をいたさなければならぬというふうに思っております。

また、やすらぎの川づくり事業につきましては、先ほど申し上げましたように、本当にこれは画期的な施策として、21年度から5ヵ年計画で進められておるわけでございます。このそれぞれ事業の進捗の中で課題が生じてくるわけでございますけれども、このことにつきまして当然市はこの中に入って府と連携をし、また地元の住民の皆さん方のご意見も賜る中でこの進捗に努力をするというのが基本でございます。当然、この関係につきましては市役所の土木なり、また美山の関係でございますので支所、こういったところと連携を取りながら進めておるところでございますし、これからもこの事業の推進に市としても努力をしていかなければならないと思っております。また先ほども申しましたように、この検討委員会におきまして、地元のそれぞれの組織の代表の方も加わっていただく中で策定された計画でもあります。また、この事業というのは、ただ単なる土木工事をやるということだけじゃなく、全体としてこの美山の美山川を改善して

いこう、魚の住める川にしていこうということで取り組んでいただいております。大変素晴らしい事業でございます。やはり地元の皆様方のご協力や、また、お力添えなくしては達成できない事業でございます。まさに市民の皆さん方と協働して取り組む事業だというふうに考えております。大変課題もあるわけでございますけれども、市としても引き続き努力を続けてまいり所存でございますので、皆様方のご理解や、また、ご協力も賜りますこともこの場をお借りしてお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員（19番 高野 美好君） ホンモロコの生産についてですけれども、1回目の質問でもさせていただきましたけれども、まず農地水田の利用でありますけれども、水田の表土をはがして、その土を畦畔に盛り上げる程度の改造、すなわちその土を戻せばいつでも現状に復帰をできると、こういう状況での農地の利用については、転作として認める用意があるのかないのか、いやいやそれは困りますということなのかどうかを聞いておきたいと思います。

それから農地と言いましても、農用地と普通のそれ以外の農地と二つあるんですが、その両方にかかる場合があるわけでありまして、そういう利用についてどういうご見解をもっておられるのか。私は農業委員会にかかわるかもわかりませんが、農業委員会も含め、京都府へも転作用の対象魚に認めよと、こういうことで要望していますので、その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

さらに、このホンモロコ生産を振興するにあたっては、漁協への人的な援助も必要になるのではないかなと思っておりますけれども、そういう人的援助の考えがあるかないか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、やすらぎの川づくり事業ですけれども、市長も言われるようにモデル事業であります。計画段階には多くの方が参加をしていましたけれども、いよいよ実施になりますともう府が一人歩きと、こういうことになっているようでありますが、最後まで事業が完了するまで地元の皆さんと一緒に考え、一緒に行動する、そんな事業として成功するように、市としてもご努力をいただきたい。これについてはお願いをしておきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 農地転用の問題、これ大変具体的な形として示して、どう対応するのかというのは個別事象になってくると思います。これが先ほど申されましたように、トラクターが下りれば容易に耕作可能となる利用形態というのはどのようなものか、また、これは権限として農業委員会でのご審査が必要になると思います。当然そういう中では、市としてもこれが先ほど答弁でも申しましたように、耕作放棄地の解消

につながるならば結構なことでございますし、農地法の関係等十分に勘案する中で、できることならばその目的、ご要望に沿いたい、こういうような形のことも農業委員会の皆さん方とも連携をしながら進めていかなければならない課題であると認識をいたしておるところでございます。

また人的な課題について、漁協の皆さん方に援助といいますか、お力添えすることは考えているのかということでございますけれども、こういったことも含めまして、今後の展開につきましては、先ほど申しましたような過疎計画にも掲げております事業でありますので、漁協の皆さん方、そしてご関係の皆さん方と十分相談をさせていただきながら、この取り組みにつきましては具体的に検討していきたい、このように考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 以上で、高野美好議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

再開は、11時35分といたします。

午前11時21分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（井尻 治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、橋本尊文議員の発言を許します。

橋本議員。

○議員（14番 橋本 尊文君） 議席14番の橋本尊文でございます。議長の許可を得ましたので、通告にしがいまして質問をいたします。

まずは、教育環境の整備としての学校の適正規模について伺いたいと思います。平成22年度教育要覧を参照いたしますと、前文と申しますか、南丹市の沿革の中に「社会の宝である子どもたちのため、子育て支援の充実と教育環境の整備の二つの側面から健やかな成長を目指すさまざまな取り組みを進める」と明文化されています。また、南丹市総合振興計画実施計画、これは平成23年からの3年間ということですが、その第1章の中におきましても、「安心して子育てできるまちづくり」として子育て支援の推進、第2項の「明日を担い、内外で活躍する人を育てる」の項目の中で、学校規模の適正化・学校教育の充実が明記されています。次世代を担い、南丹市の将来を託すべく子どもたちの学力の充実、教育環境の整備は行政の最重要課題であることの明白な意思表示であると、私は理解をいたしております。このことに鑑み、現在の南丹市各小学校の児童数を見ますと、平成22年度は小学校17校中、児童数50人未満の学校が8校、複式学級実施校が7校、複式学級複数実施校が1校、それから学童0人、これは欠学年ということですが、これが1校と非常に厳しい状況がわかります。平成27年、今から5年後には児童数50人未満が11校に増加をし、複式学級実施校は10校、

それから複式学級複数実施校は3校と増加をいたします。南丹市全体の児童数でも、人口移動といったものを含まなければ、前年度比で60人減の1,432人というのが予測をされまして、少子化の進行は歯止めがかからない状況が歴然といたしております。現実には直視をしなければならぬと思います。小規模校には小規模校の特性・利点等評価すべき点も多々あるわけでありますが、豊かな社会性と適応能力の育成、個性能力の伸長、健全な競争意識の向上などは考慮しなければならない課題であり、この問題は幅広く教育全体の視点に立っての考察が必要であると思われまます。市長、教育長の現状認識と実情を踏まえた中での今後の対策、計画といったのはどうなっているかについて伺いたいと思います。

他方、この問題は地域社会、家庭あるいは学校の連携と併せて、やはり行政との密接な協議といったものが不可欠であります。地域にとっては、学校は子どもたちの教育現場であると同時に地域の核、シンボリック施設であります。地域住民は学校の存在を生活の一部としてとらえ、心の拠りどころとして暮らしています。それ以前に適正規模問題は、行政が南丹市の将来ビジョンを提示をしていく中で、住民の理解と協力が求められますが、地域との協議といったものはすでに行われているのか、また行われているとするならば、どの程度進んでいるのか、そして保護者の意見集約といったものはどうかということをお伺いしたいと思いますし、併せまして、やはりこの問題は専門的見地からの第三者の提言といったものも大変重要な要素になってくるかというふうに思います。この点についてはどうかということにつきましても、伺っておきたいと思っております。

次に、更生保護に関しての就労支援についてであります。更生保護制度は、犯罪を犯した人が自らの過ちと真摯に向き合い、再び犯罪を起こさないよう、その立ち直りを支援する制度であります。私たちの周囲では日々さまざまな犯罪、非行が発生をし、特に最近におきましては少年非行の増加、あるいは低年齢化、悪質さが顕著であります。犯罪や非行は、被害者に甚大な影響を与えるだけではなくて、犯した人々のその後の人生に重荷を課し、社会全体を殺伐とさせるものであります。それ以前に私たちは社会生活の安心・安全を守るため、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に向けて努力するとともに、犯罪非行を犯してしまった人々の再犯を繰り返さないよう、立ち直りを支えることも重要であります。国の更生保護制度として、犯罪に走った人を実社会の中で通常の社会生活を営ませながら、指導助言をし、社会人として更生させようとする保護観察所と民間ボランティアの保護司が担当する保護観察があります。保護観察は、家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年から、刑務所から仮釈放までのさまざまな対象者がおり、それぞれの対象者を保護司が受け持ち、社会復帰や再犯防止に努めていますが、地域社会の参加と協力といったものも重要であります。現在は、女性の立場からの更生保護女性会、あるいは若者の立場からのBBS会などの民間団体の協力もありますが、犯罪から立ち直ろうとする人々が実際に生活する社会、また、その社会に住む人々の積極的協力も求められるところでもあります。特に生活の基盤を確立させるため、就労の確保は更

生への一番の近道といえるものであります。犯罪者の再犯率のうち、職を持たないものの比率が34.2%、これは3人に1人が再犯を起こすということになりますし、また仕事に従事している人は7.4%、10人で1人以下という結果になりました。いかに就業の大切さといったものを物語っているかと思えます。現在は協力雇用主制度がありまして、就労場所の提供、就労を通じての社会復帰に協力を願っているところではありますが、経済状況の悪化により、積極的な支援といったものが遠のく現状であります。厳しい経済状況は一般社会においても雇用機会の減少を招き、社会不安を増幅をしていますが、犯罪歴のある人にとっては、社会の目は一段と厳しく、一層甚大な影響を受けているところでもあります。このような中、大阪府吹田市では、犯罪・非行で保護観察を受けた人の雇用による社会復帰を支援する制度を設けたとのことでもあります。社会福祉の観点からの行政としての積極的な対応、また次の雇用の足がかりにしてほしいとの意図の下での実施であります。市長は更生保護問題をどのように認識をされておられるか、また、このような支援策といったものは考えることができないかについても伺っておきたいと思えます。

3番目に国道の整備についてであります。南丹市では、広域幹線道路として国道9号、162号、372号、477号が走り、地域連携軸の確立に機能を発揮するとともに、各道路の整備充実を図られているところでもあります。特に国道9号は、京都市との連携強化のためには欠くことのできない重要道路であり、機能強化、整備は大切であります。このような観点に立ち、9号の危険箇所改修を指摘したいと思えます。JR園部駅前交差点より八木方面に向けての数百mは、大きなカーブとなる道なりで見通しも悪く、通行車両にとって危険な場所であり、また通行量がもっとも多い国道であります。今日までもさまざまな事故が発生をいたしておるところでありますし、また近日中にも大きな事故が2件ほど発生したというふうに伺っております。地元住民の通行にも危険を伴い、改善要望の強い箇所でもございます。現在、道路左側側面は一部売地となっているような土地、あるいは空きとなっている家屋、そして田畑というふうに、用地取得に関しましては非常に有利な条件といったものも整っている状況であります。また、この場所は国道から園部駅に入る府道との連結地点であり、現在、京都府においても9号交差点形状調査が実施中であります。南丹市の大きな課題である園部駅東口の整備と深くかかわっているだけに、連動しての事業展開も肝要であろうかと思われまます。地域住民の危険回避を図り、通行車両の安全確保、園部駅東口の整備のためには、やはり改修は急務であろうかと考えられます。国の所轄であるということでもありますけれども、市としての積極的な対応を求めたいと思えます。市長の見解を伺いたいと思えます。

以上で、この私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、橋本議員のご質問にお答えいたします。

まずは、学校教育環境の整備につきましてのご質問をいただきました。ただいま議員ご質問の中でもお述べいただきましたように、今後、児童数が減少するという予測の中で、それぞれの複式学級等の課題が生じてくる、こういったことが予想されておる現状にあるわけでございます。こういった中で、私ども先ほどご質問でもお述べいただきましたように、この子育て支援施策の大きな柱としては、この学校の教育施設の問題、学校問題があるというふうに認識をいたしておるところでございますし、また、こういった中で、今、教育委員会におきまして、生きる力を育む学校教育環境整備検討事業として、さまざまな協議検討を行っていただいております。こういった中で、私はやはり教育委員会の現状の取り組みを踏まえて、今後も教育部門、また市長部門、やはり密接な共通認識を持つ中でこの課題に取り組んでいく、このことが重要であるというふうに認識しております、それぞれ教育長からさまざまな検討状況の中でのご意見、こういうようなことも逐次報告を受けまして、これからも共に連携をして施策に取り組んでいく、こういった姿勢で臨んでおるところでございます。また、そういった中で、地域社会の皆さん方との協議はどうかということでございます。今、申しましたように、それぞれ教育委員会におきまして学校関係者、またPTAの皆さん方、そして加えてこれから専門的な皆様方のご意見も踏まえるというふうな状況にはあるわけございまして、今後、このことを踏まえた中で地域住民の皆さん方とも共通認識を持つための努力、さまざまな意見の交換をする中で、どのような進め方をしていくのか、このことが重要な私は課題であるというふうに思っております。先ほどお述べいただきましたように、地域社会における学校の存在というのは物理的にも、また精神的にも大きなものでございます。当然こういった認識に立って、今後、地域住民の皆様方とも協議を進めていく、このような考え方でこの課題には取り組んでいかなければならない問題であるというふうに認識しておるところでございます。今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また次の課題といたしまして、更生保護に対するご質問をいただきました。基本的な認識といたしまして、私は明るい社会づくり、こういった観点から、また犯罪を犯した方が社会復帰をするためにご努力をされておる、これにやっぱり対応していくということは、行政にとりましても大きな責任があるというふうに思っておりますし、また、ひいてはこのことが地域社会の健全な発展につながっていくものと認識をいたしておるところでございます。こういった中で、特にご質問の中でご指摘をいただきました雇用の問題、就労の問題ですね、この辺についての大変な厳しい現状があるわけですし、また、それぞれその基盤となりますご相談いただく支援、この点につきましては今、保護司の皆さん、保護観察の女性会の皆さん、そしてBBSの皆さん方、それぞれのお立場でご尽力を賜っております。心から感謝をいたす次第でございますし、また今この行政としてどのようなことができるのか、今、吹田市の事例もお話いただきましたが、国も大きな問題として都道府県との連携の中で、さまざまな施策に取り組んでおられます。と

りわけこの就労の問題というのは、まさにご質問の中でおっしゃっていただきましたように、再犯を防ぐ意味でも大変大きな課題であるというふうに認識しておりますし、また、その基盤となる相談業務、この部分につきましても、当然、市としてもどのような取り組みができるのか、これまでも法務局や京都府との連携の中で、さまざまな活動もしてきたわけでございますけれども、もっと具体的な取り組みとしてどのようなことを市としてやっていくべきなのかということは、もっと掘り下げていかなければならないと思っております。当然、引き続き法務局や京都府との連携の中で、私どもの担うべき役割というのを明確にしていかなければならないと思っておりますけれども、保護司の皆さん方をはじめ、常にこのようなお取り組みをいただいている皆さん方のご意見も賜る中で、まさに連携を深める中での取り組みを進めてまいりたい、いうふうに考えておるところでございますので、今後とものご指導やまたご意見も賜りたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、国道9号の園部駅周辺の危険箇所の部分につきまして、ご質問がございました。国土交通省におきましては、今年度から交通安全にかかわります事業につきまして、地域の声を反映させるという手法を取り入れるということで導入をされておまして、それぞれ市民の皆さん方のご意見、また関係市町村の意見、こういうようなことを聴取をされております。先立っても国交省のほうから聞き取りがございました。この箇所につきましても、国交省に対しまして課題につきましての意見を述べさせていただいたところでございます。これを受けまして国交省におきましては、危険区域の選定を行う中での今後の事業箇所の選定を行っていくという方向で、今、進めていくという方向でやっておられるようでございます。私どもも身近な場所、とりわけこのご指摘の場所につきましてはご質問にもありましたように、府道の園部駅東口に通じる線でもございますし、今この路線の改修につきましても、京都府に対しまして鋭意お願いをいたしておるところでございます。この中で京都府におきましてもご指摘がございましたような、この9号との形状の問題で調査をしていただいております。これはもう当然、連携して関連して事業を展開していくことが、より有効であるというふうに認識をいたしておりますし、私ども市といたしましても、引き続きこういったことも踏まえながら、9号の形状、また府道の歩道設置、また、この取り付けの改修、また駅前の広場の問題、この辺は関連付けた事業として積極的な取り組みをしていかなければならないというふうに認識しておるところでございます。いずれにいたしましても、こういった国の施策の中で、市民の皆さん方からのご意見も募集されておりますので、地元住民の皆さん方からの積極的な意見提言をいただけたらというふうに思っておる次第でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） 橋本議員のご質問にお答えをいたします。

教育環境整備としての学校規模適正化についてであります。議員ご指摘のとおり、将来を託する子どもたちの学力充実をはじめとした、全人格的な育ちを促す学校教育環境の整備は、教育委員会といたしましても、最も重要な課題であると認識をいたしております。社会的な変動を考慮に入れずに、現在の南丹市におけます少子化がこのまま進行すると仮定いたしますと、議員ご指摘のとおり平成27年度には園部の2校、園部小学校、園部第二小学校の2校で、市内全体の児童総数の半数を占めることになりまして、この2校と八木小学校以外の14校すべてが100名未満、そのうち11校が50名未満、また複式学級実施校は10校に上ることなどが予想されます。このように本市の少子化は市内の一部の地域、一部の学校で見られるというものではございませんでして、市内全域で進行する全市的な課題であると深刻にとらえております。こうした予想される状況を直視いたしまして、本年度につきましては、南丹市の子どもたちがたくましく生きる力を育むことができるより良い学校教育環境はどうあるべきかをテーマといたしまして、市内の保護者の代表組織であります市PTA連絡協議会の役員の方々や、各小中学校の単位PTAの代表の方々にお集りをいただいたり、地域住民を代表してお世話になっております学校評議員の方々の代表の皆様方との意見交流会を開催をいたしまして、すでに同僚議員に答弁させていただいておりますとおり、さまざまなご意見をいただいたところであります。また学校関係の取り組みといたしまして、これまで小学校間で連携した交流学习ですとか、あるいは合同行事等の取り組みが進められておりまして、これらの取り組みを踏まえつつ、市の小学校長会や教頭会、教務主任会に対しまして、校長会にはこれからの学校教育環境のあり方について、教頭会にはこれからの学校組織のあり方について、教務主任会には教育課程や授業のあり方について、それぞれのテーマで諮問をいたしてございまして、これらの連携した取り組みの成果ですとか、あるいは課題等も盛り込んだ、それぞれの組織からの諮問内容に応じた答申を来年2月を目途に受けることになっております。今後はこうした学校内外の関係者の意見を踏まえまして、議員ご指摘のとおり、学校規模によって子どもたちの育ちや学力などに格差が生じることのない教育環境を整備する観点に立ちまして、議員ご提案とおり、例えば教育学などの専門的見地から、学校規模を含めた学校教育環境のあり方に検討を加える専門的な組織の立ち上げなども含め、次年度に向けて子どもたちの持てる力が最大限発揮できるより良い教育環境のあり方について、市長部局ともしっかり連携しながら、具体的な検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

橋本議員。

○議員（14番 橋本 尊文君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、教育環境としての学校の適正規模ということについてでございます。ただい

ま市長、教育長から答弁をいただきまして、南丹市の現状、あるいはこれからの政策、方向性につきましては、一定の理解といったものはいたしたところでございますが、私はこの問題は視点が二つあるというふうに思っております。それは一つは、子どもたちからの視点であり、もう一つは地域・家庭の視点ということになってきようかと思っております。まずは、子どもたちの観点から考えますと、教育の原点というのは次世代を担う子どもたちの育成であり、学校はそのための学力充実、あるいは豊かな人間性、社会性といったものを育む場であるわけでございます。それだけに、やはり教育環境の整備というのは、常に子どもたちの視点といったものから、第一義に考えてアプローチをしていくべきだというふうに思っておりますし、子どもたちにとって何が最も大切な教育環境になるかということを考えるべきであろうかというふうに思います。私の経験を少し述べさせていただきますと、私は舞鶴の僻地校といえますか、小規模校で勉強をしてみいました。当時は1学級50人程度のクラス編成というものが普通であったわけでございますけれども、私はその5分の1以下ということでもございました。やはり仲間意識の向上とか、あるいは丁寧な授業内容といったものは、先生との関係といったものを密にいたしまして、非常に楽しい学校生活を送ることができたわけでありましてけれども、その一方におきましては、やはり競争意識の欠如とか、あるいは多人数の中での社会生活の習得、自主独立の意欲の低下といったものはとても大きな課題でありまして、上の学校に進学をいたしたときに痛切に感じさせられましたし、また長年に渡りましてその影響といったものを受けたところでございます。やはり小学校時代というのは、個々の人間形成におきましては非常に重要な時期でありますだけに、その環境整備といったものは大切であるということ、私自身も身を持って経験をさせていただきました。また私の母校は、すでに統合といえますか、廃校になっているわけでありましてけれども、その廃校時点におきましては、地域におきましてもさまざまな意見といったものが出てきたところでございますけれども、現在になってきますと、やはり子どもたちのためには最もベターな選択であったという住民が多いということでもございました。やはり適正規模の大切さといったものを物語っていようかというふうに思います。また地域にとりましては、やはり学校というのは、非常に存在といったものは大きいものがあるわけでございます。その閉校というのは、次世代の生活基盤といったものがなくなるということでもございますし、やはり地域の将来展望といったものも見えにくくするところでございます。それだけにこの問題の解決ということに対しましては、やはり地域社会とその地域社会の持っている課題、やはり教育環境とか、あるいは地域での就労、また公共交通の整備とかいった、そういった諸問題としっかり連携をした中で協議をし、理解を求めていくということが大切ではなかろうかというふうに思っておりますし、そういった部分につきましてはの今一度、ご意見といったものを伺いたいと思っております。

それから就労支援ということについてでありますけれども、吹田市の事例を少し詳しく紹介をさせていただきたいというふうに思います。吹田市は、保護観察中であつたり、

保護観察を終了した15歳以上の市民に、保護司会の推薦に基づき2名の臨時職員6ヵ月を雇用するということであります。この職務内容はコピー取りなどの事務的な補助で、日当は7,260円、社会復帰を支援することを目的といたしておりますので、週一回の有給休暇を認め就職活動をさせるということでもあります。また欠勤がなければ雇用終了時に勤労証明書を発行し、就職を支援するということであります。これは民間協力雇用主が増えない状況といったものを踏まえた中で民間企業、あるいは他の自治体におきましてこの問題に対する啓蒙啓発をする意味でのこの施策ということであったわけでありまして、行政の役割の重要性といったものを私たちにも認識をさせていただきましたし、また、これは全国で初めての事業ということをごさいます、行政の積極的な対策に対しては敬意を表させていただきたいというふうに思うところでございます。現在、南丹市あるいは京丹波地区におきましても、これは問題といったものは同じような問題を抱えているところでございます。協力雇用主というのは、かつては存在をしていたわけでありまして、現在は皆無というふうな状況でございます。保護司会におきましても、やはり重点目標といたしまして、この協力雇用主の獲得ということにつきましては尽力をいたしておるところでございますけれども、なかなかご承知のように厳しい経済不況といったものが、この理解は、ある一定の更生保護に対する一定の理解はしていただいておりますけれども、雇用には結び付かないというふうな状況でもございますし、また人間関係の問題から人事管理の問題といったものを指摘されまして、なかなか活動厳しいような状況でございます。やはりこういった事業といったものは、地道な活動の継続といったものが必要とされるところでございまして、私たちは尽力をしていかなければならないところでありますけれども、行政の支援といったものも非常に求めなければならぬかというふうに思います。明るい犯罪のない地域づくりとともに、犯罪に走った方々の更生ということに対して支援をしていただくという、そういった明確なメッセージを発信をしていただくことによりまして、やはり民間企業とか、地域社会におきましても理解をしていただきまして、すべての地域社会がともに連携をする中で、問題対処をできるのではなからうかというふうに思っております。今一度、答弁をいただいたらうれしいかと思っております。

9号の改修ということにつきましては、ご尽力をいただいていることは理解をさせていただきましたが、やはり国道の管轄というのは国にあるわけでありまして、その利用実態といったものにつきましては、各自治体といったものが十分把握をいたしておるところでございます。その安全性とか、効率性とかいったものをしっかり考慮した中での改修についての要望なり、あるいは提言といったものをよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で、私の2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 教育環境整備の課題につきまして、ただいまご質問の中でご意見をお述べいただいた、私も同様な思いをいたしております。やはり子どもたちにとって、子どもたちの将来にとってどのような教育環境を整えるべきなのか、これは私も行政、そして大人の責任であると考えておりますし、ご質問の中でもありましたように地域社会においての学校の存在、このことについてはこの運営につきましては地域住民の皆さん方のお力添えを賜る中で、運営をしておるといふ実態があるわけでございます。こういったことも踏まえながら、先ほど答弁でも申しましたように、やはり教育委員会を中心に今、協議を進めていただいておりますが、これに専門家のご意見、加わる中で、これからは地域住民の皆さん方との意識の共有化をするための協議、このことが十分必要であるというふうに認識しておりますので、今後とものご指導、また、ご協力を賜りますことをお願いいたします次第でございます。

次に、更生保護に対する先ほど申しましたが、保護司の皆さん方を中心にされた、まさに地道なお取り組みでございますし、私どもも含めて、なかなかその内容の把握というようなことはできてないというのが実態だというふうに認識しております。ただいま吹田市の例も挙げていただいたわけでございます。私どももこういうようなこともちょっと研究をさせていただきたいと思っておりますし、実際に市として、どのような形で連携をできるのかということとは保護司の皆さん、また法務局や京都府のご指摘も賜りながら構築をしていかなければならないと思っております。今、臨時雇用というお話がございましたが、どのような形でそういうことができるのか、またもう一方で協力雇用主の課題というのが、大変今、厳しいさまざまな経済状況の中で獲得が困難だというお話も、今お聞きしました中で、こういったことにつきましてもどのような施策が考えられるのか、このことにつきましては関係の皆さん方からのご意見も賜りながら、構築を進めていきたいというふうに思っております。

また国道9号の問題につきましては当然、先ほど答弁でも申し上げましたように、駅前をつなぐ府道との関係もございます。このことにつきましては、意見の聴取が行われまして、私ども市としても意見を述べたところでございますけれども、これからこの府との関係も連携しながら、危険箇所改善、また府道の改修、こういったことまた駅前広場との関連、この辺を十分に関連付けながら要望を続けていきたいというふうに思っております。今後とものご協力やご理解、よろしく申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、森教育長。

○教育長（森 榮一君） ただいま、議員から教育環境整備を進めるにあたっての大変重要な視点をご提示いただきました。子どもの教育と申しますのは未来を、そして未来社会を形成する大変重要な営みだというふうに言われるわけですが、このとおり教育委員会はあくまでも、まず議員がご提示いただきました第一の視点、子どもの視点に立ちまして、子どもを中心とした議論を大切にしたいというふうに考えております。子どもた

ちが人間形成としての自己実現が図れるようになっていくとともに、次代社会を形成する大切な資質や能力、たくましさや社会の中で生き抜く力、こういったものをしっかりと培っていくという観点に立った教育環境の整備に努めてまいりたいと、このように考えております。

併せて、2点目の視点であるわけですが、地域社会の将来展望等々、地域振興という観点につきましては、やはり先ほども答弁させていただきましたように、市長部局との連携が何よりも大切であるというふうに考えておりました、こうした環境整備を検討するという中におきましても、より一層、市長部局との連携を強化して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

橋本議員。

○議員（14番 橋本 尊文君） それでは再度、質問というよりも要望として受け取っていただいたら結構かというふうに思うわけでありませうけれども。やはり学校の適正規模といったものは、慎重かつ丁寧な審議を行っていかなければならないというふうに思いますが、現状を見ますとやはり喫緊の課題でもあろうかというふうに思います。子どもたちといったものは日々成長をしていくわけですので、やはり子どもたちの視点に立った中での行政、あるいは地域社会、また保護者と連携を深める中で、より積極的な議論を行う中で、解決策といったものを見つけていっていただきたいというふうに思うところでございます。

また更生保護につきましては、平成21年度に裁判員制度が発足をいたしました。さまざまな問題提起といったものもしてきているところでございますし、私たちはより一層犯罪に向けては、正面から立ち向かっていかなければならないかと思っております。そして犯罪予防とか、あるいは罪を犯した方々の立場につきましては、やはり多くの組織とか団体、それから地域社会がそれぞれの立場における支援といったことがあってこそ、はじめてより効果的な対策といったものができるのではなかろうかというふうに思います。明るい社会実現のために、行政といたしましても能動的な対応によりまして、より範を示していただきますようお願いをし、積極的な対応といったものを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 以上で、橋本尊文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は、午後1時30分といたします。

よろしく申し上げます。

午後0時16分休憩

.....
午後1時29分再開

○議長（井尻 治君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、山下澄雄議員の発言を許します。

山下議員。

○議員（8番 山下 澄雄君） 早速、質問に入りたいと思います。

行政がいろんな箱物を建て、人口も少なくなり、行政改革、合併により地方の公共施設、建物というものが空き館、または空き部屋というのが多くなっております。この空き部屋、空き施設、これを活用して地域の活性化、そして予防介護、そういった観点で利用できないかというご提案と質問でございます。各施設というのは非常に使いにくい状態になっております、今の状況では。施設管理人がいるわりに、前日に申し込まないと使えないとか、そして費用も必ず負担がある、こういった状況の中で地域コミュニティ、こういうのを目指すときに、やはり地域の人がいいつでも寄り合える、こういった場所をつくり、そこへ行けば誰かに会えるという、こういう寄り合い場をつくるのがこれからの地域、特に閑村にとっては必要なことではないかと思われま。特に、私もNPOで介護法人をやっておりますが、この方たちに一番必要なのが、とりあえず表に出るということ、人と会うということ、話をする、こういったことが金のかからない一番の介護予防と思っております。そういったことでミニデイサービスとか、そういう事業を取り組んでおりますが、かなりの成果を挙げております。こういったことに利用するために、この占用時以外の部屋の無料開放ができないか。それと、ちょっと順番違うんですが、資料館、博物館、こういったものが今200円、300円の料金をとっておりますが、この目的というものがやはり地域の人、地域に自分たちの資料を見てもらおうというのが本来の目的であろうと思っております。ですなら有料にするという、この観点を外し、老人と子どもが交流できたり、その情報を伝承をする場所であったり、こういったものにするためにも、この資料館、博物館、無料化すべきだ、こういう思いでおります。

そして指定管理者、これ去年の12月25日号、お知らせ、この中に指定管理者の募集をされております。2番目の日吉ユースホール、野外ステージ、総合グラウンド、アーチェリー、広野、五ヶ荘運動場、こういったものが一括に募集されております。これを一括に管理できる団体、また、そういった企業となると受けるほうも限定をされ、一般の管理からは程遠くなっております。そこで、やはりその地域、地域に合った管理方法というものが必要でないか。例えば、五ヶ荘野球場なら四ツ谷、吉野辺地域の方にお世話になる。そして胡麻、広野グラウンドであれば広野地域、もしくはいつも多く使うスポーツ少年団、サッカーチーム、こういったところもここだけなら管理する自信はあると、はっきり言っているんです。こういった一般の地域の方の参加が見込める指定管理制度、これを推し進めるべきではないかと思っております。この制度に伴い、広野グラウンドが今年の10月、フェンスが直り、鍵がかかっております。そして無断使用禁止という看板が上げられております。この広野グラウンドというのは古い歴史を持ち、船井郡でも唯一の陸上トラックを持つグラウンドでした。それを地域の人が守り、そして12、

3年前でしたか、あそこに室内ゲートボール場をつくるというような案が町長から提案されたときに、私も真っ先になって反対してまいりました。そのため老人会からは大変恨まれましたが、やはり、そのグラウンドという性質、地域の拠り所、こういったものを残さないで、どうするかという観点で、あそこを守ってきたわけなんです、子どもたちを締め出し、地域の広場を鍵をかけ、これが市民ニーズとか、子どものための施策、どこが施策なんです。先ほどから小学校で子どもというのは社会の宝だと言っておきながら、その宝を締め出すようなことを平然とやる。こういった施策には非常に腹立たしく思っております。このあたり、どういう感覚で締め出しをしたのか、ご答弁を願いたいと思います。

次に、社会福祉協議会。この社会福祉協議会というのは元来、皆さんの善意の会費とボランティア精神の人たちの集まった理事で運営され、社会の福祉に行政の届かない部分をやってきた歴史がございます。しかし、介護保険が導入されて、その事業が増えてきたら、社会福祉協議会というものが単なる福祉事業所と変わらないようになってきた。こういった中で今、社会福祉協議会というのがどういう形のものに持っていくのが本筋なのか、私も社協の理事として行って会議などをしておりますが、社協自身も今、暗中模索の部分がございます。一面では事業を伸ばさなくてはならない、一面ではボランティアやNPOを育て上げる、こういった事業をすべき。この中で市長としては、社会福祉協議会に何を求められるのか、また、こういった形が進んでいくのが市としては理想なのか。これは多くの人件費の負担や福祉の委託事業をしている立場から、認識を伺いたいと思います。

それと今回、募金委員会というのが市にできて、本来、社協が皆様のボランティアで募金を、共同募金、年末助け合い、こういうのを集めておりましたが、市が一括して委員会をつくり募金活動をするという、この案に関しまして、本来、募金というのは個人の意思によって、個人の金額で納めていくのが募金の正しい姿でございますが、これは社協時代から、地域においては社協の会費も、募金も、金額もすべて強制的な集め方をされているのが現状でございます。そういった中、また、これを行政がやるということは募金ではなく、もう税金と、そういうとらえ方に市民はなってくると思います。そして、委員会自身もボランティアの集まりでなく、委員会条例で一人6,000いくらですか、その費用も高額なものとなっております。そういった中、やはり募金というのは本来の形に戻り、ボランティア、篤志の方の集まりでやるのが本来と思いますが、市長の見解を伺います。

質問席での質問は終わります。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは山下澄雄議員のご質問にお答えいたします。

ただいま施設の有効活用につきまして、ご質問をまずいただきました。ご指摘のいた

だいておりますように、市内に数多くあります、それぞれの施設を有効活用するべくというのが本来の目的でございますけれども、ご指摘いただきましたように、空き施設、空き部屋、空き地といったところがあるのも事実でございます。こういった中で使いにくい状況というご指摘をいただいております。私どもも、このやはり市民の皆様方の財産であります施設の有効活用ということは当然、市としても重大な課題であるというふうに考えております。こういった中で、ただ、それぞれの施設というのは、やはり建設された経緯、また、それぞれの事業目的、こういうふうなことが補助金のからみもありまして限られた部分もあります。やはり、こういった点につきましては配慮をせざるを得ないという現実があるわけです。そういった中で、それぞれ各種の団体の皆さん方にもそういうご要請をいただく中で、ただいま申し上げましたような観点に立って、それぞれご相談をさせていただきながら、その施設の利用をしやすい状況にするために努力もいたしておりますが、まだまだ、それも進んでいないというご認識を今もおっしゃっていただいたようでございます。基本的には、私はそれぞれ遊休施設を活用していただけるような状況を市と全体としても、どういうふうなシステムを構築をしていくのか。当然その利用にあたりましては不公平感があってもいけませんし、それぞれの状況を把握する中で、より使いやすい状況を構築していきたい、このように考えておるところでございます。それぞれの施設につきましては、やはり市の財産でございますので、条例、規則、これを基盤として管理、運営をしておるわけでございます。こういった中で利用しやすい良好な施設管理、それとともに利用しやすいような条件整備、このことにも努力をしていかなければならないと思っております。

ご指摘のございました広野の球技場等につきましては、教育委員会の所管でもございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、指定管理制度につきまして、ご承知のように地方自治法の改正によりまして、これまで管理委託というふうな施設になっておったのが直営化するか、指定管理か、どちらかという選択を迫られたところでございます。南丹市も現在51施設が指定管理者による管理運営となっております。都市部におきまして、民間事業者の受託事例とかあるわけでございます。こういった中で、なかなか南丹市におけるそれぞれの施設の指定管理制度の適用というのは大変難しい部分があります。一方では、この制度、公募によって管理経費をできるだけ安くしろというふうな一つの目的もあるわけでございますけれども、やはり先ほどご質問の中でもございましたような、地元の皆さん方と密接な関係のある施設が数多くあるわけございまして、先ほど一括指定というふうなことで課題があるというふうなご指摘もいただきましたが、それぞれこの問題につきましても逐次、指定管理者による運営をしていただくなら、基本的にこの部分についても検討を加えていかなければならない課題であるというふうに認識しております。ただ、こういった意味で地元の皆さん方が活用していただける、そういう目的に沿うならば、地元移管

も含めて検討をしていかなければならないというふうな側面もあるというふうに認識をいたしておるところでございます。さまざまな施設、また、さまざまな形態による運営をしております。こういった中での方途というのは、それぞれの現状を踏まえながら検討をしていきたいというふうに思っておる次第でございます

次に、社会福祉協議会の件につきまして、ご質問をいただきました。ご承知と言いますか、ご質問の中でもございましたように、今、南丹市内における社会福祉、地域福祉、この多面的な意味で社会福祉協議会の皆さん方のお力というのは大変多大なものでありまして、私どもも大変その事業推進に対しまして感謝をいたしておるところでございます。こういった中で、この存在というのをどのように認識しておるのかというご質問でございますが、本来と言いますか、旧来の社会福祉協議会というのは、ともすればそれぞれの町の附属機関と言いますか、行政ができにくいことは社会福祉協議会にお願いするというような側面があったと思います。ただ昭和40年代から50年代にかけて、社会福祉法人としての認可がそれぞれの旧町でとられました。当然、南丹市の社会福祉協議会におきましても、社会福祉法人という独立した法人としてのお立場があるわけでございます。こういった中で地域福祉の中でどのような目的をもって運営されるのか、それぞれ法人としてのご確認の中で運営されているというふうに認識しておりますし、今ご指摘のございました、それぞれ介護事業をはじめとする、さまざまな事業も展開をしていただいております。旧来からの社会福祉協議会としての地域福祉における存在、また新たに加わりました社会福祉法人としての独自性、こういうことも十分に認識をしながら、これからも南丹市における社会福祉の充実のための一つの大きなパートナーとして連携をとる。その一方で十分に協議をさせていただきながら、どういう形があるのか。また、もう一つはやっぱり独立性という問題もございますので、この辺も踏まえながら市としても対応をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、南丹市共同募金委員会の設置をいたしたところでございます。今、共同募金等のあり方につきましてのご質問をいただいたわけでございます。実は、この共同募金ということに対しましては、皆さん方ご承知のとおり、長年にわたり市民の皆さん方のお心に根ざした形での募金活動ということが進められてきたわけでございます。こういった中で全国の共同募金、または京都府のそれぞれ組織におきまして、より一層の透明性とこの活動の情報公開、また寄附者の意思を尊重した組織づくりということを目指しまして、改革推進委員会というものが設置されまして、22年度は南丹市を含めて京都府内で3市をモデル市に指定して、市町村共同募金委員会の設置を進められてきました。私どもも地域福祉活動計画との連携した共同募金計画、すなわち市内で募金をされました分の70%は次年度に南丹市に返ってくるわけございまして、これの募金のいわゆる使い方、こういうこともやはり透明性を図るという観点から、こういうふうな募金委員会というのを設置したわけでございます。この委員会につきましては、それぞれ市役

所、社会福祉協議会、各旧町の区長会や自治振興会、民生児童委員協議会の皆さん、老人クラブや身体障害者福祉会等々の各種の団体の皆さん方によって、委員会を構成をいたしておるところでございます。新たな取り組みの中で、それぞれご意見も賜っておるところでございますが、より透明性、また寄附者の意思を尊重した共同募金のあり方、このことにつきまして、さらに論議を深め、より良きものにしていきたいというふうに考えておるところでございます。ただいまご質問の中でございました募金というのが強制になっておるといふようなご指摘がございましたが、この共同募金委員会におきましても今日までと同様、この募金活動につきましては、社会福祉協議会を中心に運営をしていただいておりますというのが本意でございます。また、この募金が強制にならない、こういった説明の仕方もきちんと明確にして、ご説明をしていかなければならないということで、先だっの会議の際もそのようなことの周知をいたしたところでございます。この運営につきまして、新たなる取り組みでございますので、それぞれのまたご意見を伺いながら、より良きものにしていきたいとこのように考えておりますので、今後とものご理解や、また、ご協力をよろしくお願い申し上げます。答弁いたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、答弁を求めます。

森教育長。

○教育長（森 榮一君） 山下澄雄議員のご質問にお答えをいたします。

まず広野球技場の管理についてであります。以前から線路側のご家庭の屋根に野球ボール等が飛んできて、屋根を破損する事例が見受けられましたことから、野球やソフトボールで使用することは禁止をさせていただいてきたところでもあります。しかしながら近隣にお住まいの方から、他の地域から若者が来て、無許可でゴルフですとか、野球の練習を行って、そのボールが飛んできて大変危険であるし、破損が続くような状況になってしまうので困っていると、こういうお声が届けられましたり、また利用団体等の方々からは球技場の中にペットボトル等が放置されているとか、あるいはその中へ犬を遊ばせて糞の処理がなされていない、こういったような苦情が度々寄せられてきたところでございます。こうしたことから、注意喚起のための啓発看板を設置させていただくとともに、無届け使用につきましては管理人が注意を繰り返して行ってきたところでございますけれども、一向に改善する状況が見られないことから、今般、管理体制の徹底についての早急な対応が求められ、地元の関係の方々との対応を協議、検討いたしました結果、施設の施錠を行い、利用申請と許可に基づいて開錠する体育施設の管理運営を行うことといたしまして、地元の区をはじめ、この球技場を主に利用いただいている団体等への周知を図りまして、10月1日から出入り口を施錠し、利用許可に基づき管理人が開錠する、こういった管理体制に移行したものでございます。したがって、議員ご指摘の占有時以外の施設開放につきましては、現状におきまして近隣の方々の切実なお声と相反することになりますことから、当面は施錠方式による管理を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、資料館等の無料化についてであります。郷土資料館並びに博物館の運営につきましては、それぞれの条例に基づきまして、その運用を行っているところでございます。それぞれの条例につきましては入館料の減免規定がございまして、両館とも市内の小・中学生につきましては入館料を無料として運用いたしております。また南丹市内に居住され、障がい者手帳等の交付を受けておられる方や、その介護者が入館される場合につきましては半額の減免措置を行っております。議員ご提案の子どもと老人が憩えるように一般市民を対象とした無料拡大ということにつきましては、地域のコミュニティづくりのためにも大変有意義なご提案だと、私も考えておりまして、今後、利用者の実態ですとか、さまざまな市民ニーズ等を踏まえまして、今後の博物館・資料館の管理運営の在り方とも関連づけて積極的に検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

山下議員。

○議員（8番 山下 澄雄君） 社協に関しましては、私も以前から言っておりますが、福祉の二重構造、こういった部分が多いので、それと福祉部分を全面委託して丸投げという感覚の部分もあって、行政の福祉責任という感覚がちょっと薄らいでいる部分がありますので、現場担当の方は、やはり丸投げした以上、もっと現実を把握して、その責任というものを見える形で動いていただきたい。

それと募金に関しましては、社協が集めて、社協で分配するときに、また社協の団体へも分配せんなんという、そういう社協自身のジレンマもございますので、これに関しましては痛し痒しの施策ではあったんです。ただ市民の方に社協というものがどういうものなのか、そして募金というものがどういうものか、これを確実にわかっていただける、そういった方策をとってから、こういう募金をやっておりますよという、頭ごなしに「おまえのここは担当、これだけ目標額を集めよ」こういった募金の形ではいけないと思っております。そういった集め方でやってきたばかりに、年々募金額が下がってきております。これは何も不況のせいだけではございません。戦後の不況の時代にこういったものが広がって、福祉活動というものが広がってきた経過からいくと、やはりその手法に問題があったのではないかとと思われる部分がございます。

それと広野のグラウンド。特異な例を、さも毎日あったような言い方で子どもたちを締め出す理由にする。これ最も悪いことなんです。それよりも子どもたちが休日や放課後にあそこでどれだけ遊んでいる、今まで世代がみんなそうやってきた、地域の財産なんです。それを今までに、たまたまそういうことがあった、事例があったかもしれませぬ。それを盾に閉鎖するというのは、これ全く公園とか、管理の基本から外れている。何かあれば蓋をすればいい。そうじゃないでしょ。公共施設というのは、みんなが憩い、動き、使える、これが公共施設の目的でしょ。その近隣の迷惑というのであれば、私も公共施設の隣におります。夜中に会議が終わってからエンジンを空ぶかしする、そして

会議が終わってからの発言のほうが多く、外で長いことしゃべられる。そしてアイドリングをずっとしておきながら、そして帰るときにさよならのクラクションを鳴らす。こういったことを考えて、いちいち迷惑だ、閉めてくれなどとは言いません。もう少し、その苦情があった原因、その事例、本当にその人たちが迷惑としているのか、話を拡大されていないか、もう少し地域のことをしっかりと現状を認識していただきたい。それは教育委員会、職員、もう少し地元をしっかりと見て、聞いて、現状でスポーツ少年団の子どもたちが活動しているその姿を見て、そういう結果を出していただきたい。条例や規則、それにしたがうのは職員の務めかもしれません。しかし一番、市民に使いやすい、そういった施策をするのが行政です。それを規則以上のことを提案するのが議会である、そう認識しております。

それと資料館の無料化の値段とか、規則は知っておりますが、それを超えての質問をしているのですから、あまりそういうことは結構ですので、自分たちの方向を示していただきたい。なぜかという、同じ文化施設の中で図書館で料金をとっているところありますか、同じ内容の施設でしょ。とっているほうがおかしいんです。そういう感覚をもう少し行政マンも住民サービスという観点を肝に銘じてやっていただかないと、いくら言葉で市民ニーズだとか、子どもが宝だとか言っても、そういった結果が出ると行政、住民協働、こんなこと誰が住民が参加できますか。そのあたりをもう少し現状認識、幅広い、これを教育委員会は特にお願いしたい。

もう一つ言わせてもらうなら、中学校施設、6月に補正予算がおりた。本来なら夏休みに工事をすべきです。それを今になってやっている。この時間的なもの、努力が足りないんじゃないかと私は思います。そして、そのフェンスを鍵かける仕事は、ちゃっちゃとやる。望んでいるものは、もっと早く。望んでいないことはしてほしくない。これが私の意見でございます。答弁は結構です、もう。何か、もしあれば。

○議長（井尻 治君） 森教育長。

○教育長（森 榮一君） まず使いやすくすると。私は公の施設をより積極的に使っていただけるように、行政は考えていくというのは大変大切な、基本的な視点だというふうに、私も考えますし、議員ご指摘の方向で使用いただけるようにしていくのが本来の姿だというふうに、私も考えております。ルールを守り、そしてマナーを大切に。この観点があってこそ、それが実現されるものだというふうに考えております。スポーツ少年団の子どもたち、サッカーで本当によく広野の球技場を使ってもらっております。昨年度、年間70数回、延べにしますと、約2,000人ほどご使用いただいたと思いますけれども、そういう方々が本当に気持ち良くこれからも使っていただけるように、その姿にもっていく役割を私たちも担っているというふうに考えながら、努力をさせていただきたいというふうに思います。

それから博物館、資料館についてでございますけれども、今ご指摘のとおり博物館、資料館の役割は何なのかということをもとから考えることが必要だというふうに思っ

おりまして、今は条例上の対応をさせていただいておりますが、今後それらの役割をしっかりと検討する中でご提案の方向もしっかり踏まえて、積極的に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

以上で、山下議員の一般質問を終わります。

次に、12番、廣瀬孝人議員の発言を許します。

廣瀬議員。

○議員（12番 廣瀬 孝人君） 議席番号12番、南風クラブ、廣瀬孝人でございます。議長の許可を得ましたので通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

はじめに八木駅西土地区画整理事業推進について、ご質問をさせていただきます。去る11月20日に八木町にて行われました市政懇談会は、市民の思いや考えを直接行政に伝える機会であり、市長や教育長が自ら答弁をされることに敬意を感じました。八木駅舎の改築やバリアフリー化された栈橋や駅前広場の活用など、調査の結果を踏まえ、今後どのように進んでいくのか、また、いつできるのか等の質問がありました。また南丹市八木地区の道路計画に、八木環状線都市計画道路の整備が計画されておりますが、本線に上下水道管の布設工事の計画があるのかどうか等、南丹市としての考えを問う質問もありました。南丹市も合併して5年を迎え、都市計画の積極的な推進の要望が高まる中、市民の方々からは人に優しいまちづくりや定住促進や人口増の実現に向けての具体性を求めておられると感じます。特に八木駅舎の周辺整備やバリアフリー化された栈橋は、南丹市の玄関として早期に実現されなければならない最優先事業であります。そして駅舎の改築等には、八木駅西土地区画整理事業の推進が大変重要であると確信いたします。それは今回の調査費で示されました報告書の資料を見ますと、駅の西口の設置はすべてのプランに描かれており、JR八木駅西周辺開発は、JR側に協力を求めていく上で大切な事業でもあります。また西口からの公立南丹病院への通路の早期完成も、住民からの要望が大きく出ております。本年10月17日には、八木駅西土地区画整理事業準備会総会が本郷コミュニティセンターで開催され、本組合立ち上げに向け、会員が一丸となって事業推進に邁進していくことが確認されたところです。私自身も準備会の顧問に選任をされ、行政との連携と本組合立ち上げの推進役をさせていただくことになりました。課題は、市当局の当該地域の発展と将来を見据えた計画的な都市計画の進捗が求められているところにあると思います。平成15年3月に策定されました八木町公営住宅ストック総合活用計画では、当団地の現地での建て替えが困難であり、土地区画整理事業の保留地や市所有地、公社所有地等を有効に活用し、市の財政や補助事業の補助金を考慮しつつ建て替えを行うとあります。今後の住宅施策の方向性を示していると思いますし、都市計画道路に生活環境整備、すなわちライフラインである上下水道管の布設工事の適格な先行投資の決断が大変重要であると確信をいたします。一方、平成

21年度の上下水道事業の決算報告書では、上下水ともに使用料が減少している報告を聞いています。南丹市エリアの都市開発事業もなかなか進まない現状があり、このままでは使用料が少しずつ目減りをしていく方向に向かっていると思います。今後の上下水道の健全化と使用量の増加や移管問題も視野に入れていただき、計画されている八木環状線などの都市計画道路への上下水道管布設工事の先行投資の決断をお願いいたします。そして、その決断が八木駅西土地地区画整理事業本組合立ち上げに大きくつながると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

二つ目に、国道477号バイパス、西田大藪線についてであります。夢かなえ橋が平成20年4月26日に供用開始をされましたが、国道9号への接続工事が途中で止まっております。そのために病院や町内への進入路が本町1丁目の市道となり、車の離合が激しく大変混雑をしております。特に本町地区の入り口付近は狭くなっており、河川管理道路との兼ね合いもあり、自治会から改良の要望も毎年続いて出ております。また市道八木吉富線は八木中学校の生徒等の通学路となっており、朝の通勤ラッシュ時には交通量が大幅に増え、特に自転車通学の生徒が危険な状況を見受けます。先生方のご指導もいただいておりますが、事故等の心配があります。近日も南丹警察署管内で死亡事故が続いているところでございます。早急な対応を必要と考えます。早期に工事を進めていただきたいのでございますが、どのような事情で遅れているのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上、2問でございませう。よろしくお願ひいたします。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず八木駅西土地地区画整理事業の推進について、ご質問をいただきました。この議場におきましても、この区画整理事業並びに八木駅の駅舎の問題をはじめ、この周辺地域に対するご質問も数多くいただいております。ご質問の中でおっしゃっていただきましたが、これからの南丹市を考える上で、この八木駅及び八木駅周辺の改良促進というのは、やはり大きな南丹市にとって課題であるというふうに認識いたしておりますし、また、こういった中で土地地区画整理事業の着手に向けて、地元におきましてご尽力いただいております準備会の皆様方をはじめ、ご関係の皆様方のご尽力に対しましては心からなる敬意を表しておる次第でございませう。こういった中で、今、先ほど、先だつての総会における組合設立に向けてのご決断を賜ったということで、大変ありがたく存じておる次第でございませう。ご質問の中にごございましたように都市計画街路、また八木駅の西口駅前広場とする公共施設の一体的な整備改善、また宅地の利用増進や住環境の整備、こういったことを目的とした、この組合事業として計画しておる、この事業でございませう。このことにつきましては、市としても積極的に地元の皆さん方と協議をし、力を合わせて早期に推進していきたい、こういうふうな決意をいたしておるところでございませう。

ざいます。とりわけ、この事業が計画を進めておりますが、将来人口740人という数値も揭示し、こういった中で定住促進というような意味からも大変大きな役割がある事業だというふうに思っております。また公立南丹病院、また小学校といったような公的な施設もあるわけございまして、道路、また公園の計画等も盛り込んでおるわけございまして、大変大きな事業ではございますけれども、これは地域住民の皆様方、また私も南丹市全体にとりましても意義深い、意義がある事業だというふうに考えております。こういった中で今ご指摘のございました上下水道の布設、これにつきましては上水道の整備につきましては、この計画の中で組合事業として計画をしておるということで盛り込んでおります。また、もう一方で下水道整備につきましても、公共下水道事業として計画をしておるわけございまして、こういった中での準備会、ひいては組合を設立していただいたら組合の皆さん方との事業進捗につけて、十分な連携をしながらやっていくことが大事だと思っております。これはもう卵が先か、鶏が先かじゃなくて、組合設立、また私もそれによつての事業推進、これをやはり力を合わせてやっていくことがこれからの大きな課題であるというふうに認識しております。私もこれからは準備会の皆さん方と連携をさらに強めながら努力をいたしてまいり所存でございますので、より一層のご指導や、また、ご尽力を賜りますことをこの場をお借りしてお願いを申し上げる次第でございます。

また、国道477号のバイパスにつきましても、ただいま現状について、ご指摘をいただきました。これは長年にわたり旧市街地と申しますか、幅員の狭小で大変走りにくいバス等につきましても一方通行というような措置がとられておるような状況でございます。この現状に鑑みまして、477号のバイパス工事というのを着手いただいたわけでございます。平成14年から進められておりまして、平成20年4月には夢かなえ橋までの1キロが完成しまして供用開始されました。今、起点と終点部分というのが今、課題で残っておるわけでございます。とりわけ夢かなえ橋から9号までの未完成部分につきましては、平成20年度から工事着手がされておるわけでございます。今年もこの区間の工事が予定されておりますけれども、課題は何なのかということになってきますと、用地買収の調整が遅れておることが課題でございます。京都府におきましても用地関係者の方々と調整をいただいておりますが、当然、私も市といたしましても京都府とともに力を合わせて、この用地買収の終結に向けて努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。この用地買収の問題がございまして、現時点において完成時期というのが明確になっていないわけでございますけれども、やはり現状の状況を考える中では早期に完成する、このことについて市としても努力をいたしていきたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

廣瀬議員。

○議員（12番 廣瀬 孝人君） ただいまご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

もう1点だけ市長に確認をしたいんですけども、この区画整理事業が推進いたしましたら、先ほども質問の中に入れておりました市営住宅とか特公賃という施設の建築のお考えがあるのかをお聞かせ願いたい。そして、また本組合が設立されまして事業推進を図るために八木支所に担当課を置いていただけるのかどうかというところも、併せてお聞かせいただければありがたいと思っております。

それから国道477号でございますけれども、用地買収が進んでおらないということでございますけれども、その取得できたほうの工事の進捗については何か聞いていらっしゃるものがあつたら、お聞かせ願えたらというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（井尻 治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ご質問にお答えいたします。

当然、区画整理事業の中での進捗の中で、これから具体的な計画が練られるわけでございます。こういった中で保留地の問題、このことについては十分いろんな協議をしていかなければならないと思っておりますし、ご地元のほうでどのような考え方を打ち出してこられるのかというのも一つの課題であります。また、先ほどありました市営住宅の問題、これは先だってもここで論議になったところでございますが、また市政懇談会の中でもご指摘いただきました。大変老朽化しておるという課題があります。これをどのようにやっていくのか、もちろん市として住環境の問題ということを正面に見据えながら、市営住宅全体の問題としても捉えていくということで、今、論議を進めておるところでございますけれども、こういった中でこの区画の中にそういうことを考えていくのかと、この辺は十分先ほど申しました地元のお考え方、また私どもの市営住宅に対する今後の方向、これを定める上で考えていかなければならない課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。また、ご指摘いただきましたように、また工事の今年の状況等につきましては担当部長のほうから答えさせますが、今、大変交渉ごとでございますので、この地権者の皆さん方との交渉でございます。だから明確に、また私どもが当事者でもないということもありまして、明確なことをお答えすることは差し控えさせていただきますけれども、ただ、思いとして、この477の全線早期開通というのは八木町市街地、また周辺部のこれからの環境整備、また活性化についても大きな課題であるというふうに認識しておるところでございます。このことにつきましては、引き続き努力をしていかなければならないと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井尻 治君） 山内土木建築部長。

○土木建築部長（山内 明君） 今ご質問いただきました国道477号の関係でございますけれども、今までも地域の皆さん、いわゆる地元地権者、ご理解をいただく中で、契

約ができたところから順次工事に入っていただいている状況であります。今後もですが、市長のほうから答弁しましたように、市と京都府が一体となり用地買収を進めていきますし、できたところから順次、これからも京都府のほうで工事を進めていただくように調整なり要望をしていきますので、今後とも、またご理解、またご指導、ご協力いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 八木西地区の土地区画整理事業の推進に伴います担当職員を置くのかということでございます。当然、大きな事業になります。それぞれ土木、農林、住宅、今ぱっぱっと思ひ浮かぶのでも多範囲にわたるわけでございますし、また、こういった事業というのがそれぞれ専門性を持った中でございますので、担当者を一人置いて、二人置いてということですかどうかということもあります。また、ただ、区画整理組合との窓口というのは、やはり一元化する中で行政として対応する、こういったことも必要でないかと思ひます。それぞれの事業進捗の中でどういう形をとって、市役所の体制としてするのか、これも一つこれからの検討課題だというふうに考えておるところでございますので、今後の課題として検討させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。以上で廣瀬孝人議員の質問を終わりました。ここで暫時休憩します。

再開時間は、午後2時35分といたします。

午後2時22分休憩

.....

午後2時34分再開

○議長（井尻 治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番、大面一三議員の発言を許します。

大面議員。

○議員（20番 大面 一三君） 議席番号20番の日本共産党市会議員団の大面一三でございます。議長のお許しを得ましたので、通告にしたがって、3項目につきまして質問をしていきます。

最初は、都市計画事業についてでございます。南丹市の中心市街地であります本町地区におきまして、多くの人でにぎわう市街地としての再生を図ることを目的としまして、園部町中心市街地活性化事業がこの間、進められてまいりました。この事業は1999年に計画策定がされ、来年度2011年度の完成を目指して取り組まれているところでございます。今になりましたは、旧山陰街道沿いの古くからの発展をしてきました商店街の面影は全くなくなったところではございます。この間、宮町のシンボルロードの教訓から、道路拡幅中心の発想の再開発は改めるべきではないかと意見を申し上げてきたところでございますけれども、商店街の活性化、中心市街地再開発という最初の基本理

念が失われた事業になっているように思います。宮町シンボルロードから続きます本町再開発事業の一連のまちづくりが一応の到達を見るわけでございますけれども、目的としました、にぎわいの創出や利便性の向上を図るといった点で、この本町再開発事業はどうであったのか、市長の所見を伺います。

また、本来なら真っ先にやるべきでありました、中心市街地の再開発事業のシンボルとなります交流拠点施設の建設整備の見通しをこの機会に伺っておきます。

次に、旧園部町内の都市計画事業の今後について伺います。旧国道本町交差点から新町にかけて、本町と同様、幅員19mの都市計画道路の延長が予定をされております。本町の本陣を中心とします古い町なみを生かそうと、最近古くからある建物を活用して、さまざまな取り組みがなされております。宮町、本町の都市計画の教訓からいきますと、町なみを残す方向で計画の見直し、変更が望まれるところでございますけれども、市長の所見を伺います。

また都市計画整備計画では、中心部の19mから30mの道路につながる上木崎本町線、木崎本町線、上本町線などの都市計画街路事業として予定をされておりますけれども、今後の都市計画事業をどのように進めていくお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、景気雇用の分野に関わりまして質問をいたします。住宅改修助成制度についてでございます。長引く不況、円高で南丹市の地域経済も冷え込み、大変な状況であります。仕事がない、あっても大手に叩かれて、利益がない状況で受けざるを得ない状況や廃業を考えざるを得ないといった厳しい状況が続いております。この時期、地元建設関係の業者の仕事起こしと地域経済活性の起爆に抜群の効果があるとされております、住宅改修・リフォーム助成制度の創設や小規模工事希望者登録制度を取り入れる考えはないか、市長の所見を伺うものであります。

住宅改修・リフォーム助成制度は台所や風呂、床や外壁、畳など自宅の改修について、市内の建設業者への仕事を発注した場合、南丹市が一定の助成を行うという住民と地元業者の仕事起こしの制度であります。福知山市や、与謝野町、今年は京丹波町などについても取り組みが行われます。京都府下でもこの制度を実施する市町村が増えてきている状況であります。地元業者への工事発注が条件で、地域の景気に大きく貢献する制度であります。与謝野町におきましては工事費の15%、限度を20万円の補助制度によって対象の12%の世帯が活用し、市内建設業者の65%、137社がこの制度で合計17億円を超える仕事を掘り起こしたとされております。地元の経済への波及効果は10倍から20倍になると言われております。また今年5月、亀岡市が施行しました小規模工事希望者登録制度でありますけれども、市が発注する50万円未満の簡易な工事に対しまして、入札参加資格がなくても地元の業者へ発注する仕組みであります。大工をはじめ畳屋、タイル工事など、現在登録業者は107社となっているということであり、全国では449の自治体で、すでに実施されている制度であります。ぜひ、この時期、地域経済対策として市内経済活性化に効果があると言われておりますこの制度を、

取り入れることを検討するお考えがないかどうか、所見を伺うものであります。

次に、雇用就職状況について伺います。大卒57.6%、高卒は40.6%、10月はじめの調査の就職内定率の状況であります。2003年の就職氷河期を上回る最悪の状況だと言われております。夢と希望をもって社会に出ようとする最初が無職、失業者という社会ではいいはずがございません。日本の将来を担う若者たちに安定した雇用機会を確保するのは政府や会社、財界の責務であります。けれども、市としても看過できないことではないでしょうか。市としては多額の補助金を出し、誘致した企業に対し、この時期、最大限、新卒者を正社員として雇用することを働きかけることが、若者の雇用を確保することになると思うのですけれども、市長の所見を伺います。

雇用促進のための具体的対策や新卒者の就職事情をどのようにお考えでありますか、伺うところであります。

三つ目には、農林業振興についてでございます。まず貿易自由化と農業振興についてでございます。貿易自由化を柱といたしますTPP、環太平洋戦略的経済連携協定の交渉に向けて、菅首相は関係国との協議を開始すると表明をしたところであります。TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しているために、関税などの国境措置が撤廃されれば、海外から安い農産物が大量に入り、日本の農林水産業は壊滅的な影響を受けることとなります。農林水産省は、その影響を農林水産業の年間生産量が約4兆5,000億円減少し、食糧自給率は今の40%から13%までに低下すると試算をしているところであります。京都の農水産物は生産額で260億円も減少すると試算をされております。南丹市の地域農業は破壊され、村や地域の維持ができなくなってしまうのではないかと思います。この貿易自由化の動き、TPP参加の協議開始の状況をどのようにとらまえておられるか、市長の見解を伺います。

またTPP参加になると市の農林業はどのような影響を受けると認識されているかについても伺うところであります。

次に、有害鳥獣対策でございます。毎議会一般質問で取り上げられるほど有害鳥獣被害は深刻なものであります。今年は熊の出没が頻繁で、よく報道をされております。園部におきましても熊が人里に現れるなど、いまだかつてなかった状況が生まれております。猪、鹿なども昨年から異常に増えている状況だと思います。農作物の被害だけではなく、人への被害などが心配される状況に至っております。防護柵や電気柵の設置とともに個体数を減らしてほしいというのが関係者の共通の思いであります。個体数を減らすとなりますと、猟友会の皆さんの協力をなくしてはできないことですが、行政で有害鳥獣を駆除する専門員を育てることも必要ではないかと考えるわけでございますけれども、市長の見解を伺っておきたいと思っております。

本年度の南丹市全体の捕獲計画は猪450頭、鹿2,220頭、猿150頭とされておりますけれども、今、22年度も半期を過ぎ、捕獲はどこまで進んだのか、お伺いをいたします。また被害状況等、今後の対策を伺うところであります。

猿の被害も全国的に増えていると言われております。西本梅におけます猿も個体数を増やし、拡散しているのではないかと思います。小学校の通学路にも出没をし、児童に危害を及ぼさないか、危惧されているところでもあります。しかし、ハンターは猿を撃つことを嫌います。そして精神的負担が大きいと言われております。エアガンやロケット花火で追い払っても一時的なものであります。また生け捕りをして引き受け手がないといったこともあり、一斉捕獲もされていない状況であります。猿が捕獲されれば、確保、囲うことができますモンキーセンターなどのような施設が必要と思うのですが、いかがでしょうか。猿は広域的なものであります。府に対し、モンキーセンターなど捕獲確保施設の建設を働きかけるお考えはないか、市長にお伺いをするものであります。

以上、質問席での質問を終わらせていただきます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは大面議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目に本町区画整理事業について、ご質問をいただきました。この事業につきましては平成22年度、今年度末の進捗率は90%を超える事業進捗率となるというふうなことでございまして、今後も早期に事業完了に向けて努力をしまいたいと、このように考えておるところでございます。ただいまご質問のございましたように、この土地区画整理事業、また線的整備でございます土地計画の街路事業、一体的な整備をする中で市街地の再整備、そして中心市街地としての核をなす事業でございまして、これによりまして土地基盤の整備を図っていくという目的でございます。こういった中で地元地権者の皆様方をはじめ、ご関係の皆さん方のご理解、ご協力を受けながら、今、事業推進させていただいているところでございます。今日までの取り組みの中で大変この計画策定時とは時代背景、また、さまざまな条件が変化してまいっております。しかしながら、この事業、早期に完成することにより、やはり将来に向けて中心市街地をきちりと形成していく。このことは、私は大切な事業であるというふうに考えておりますし、このことにつきましては、早期に整備完了することが大切であるというふうに認識をいたしておるところでございます。また、こういった中で拠点施設につきましては、だんだん街の形が整いつつあります。こういった中で地元のご関係の皆様方を含めて多方面の方々から参画いただく中で、今、「にぎわいコンソーシアム園部」を設立いただきまして、この中でご提言をいただく準備をしておりますし、今年度内にはその提言をいただくということになっております。これを踏まえながら市民の皆様方と行政が一体となって、より良き中心市街地、にぎわいが創設できる、こういうようなことに向けて、さらに努力をしていくことが、今、残された課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。また先ほどの答弁の中で、22年度末における事業進捗率90%と申しましたでしょうか、80%を超える進捗率でございます。訂正をさせていただきます。また、こういった中で国道9号の路線、また都市計画道路、こういったこと

を一体的に進める中での構築をしていくことが肝要であるというふうに思っております。このことについては諸課題もありますけれども、国、また府とも連携を強めながら、早期の達成を目指していきたいというふうに考えております。

また、今ご質問もございました本町から新町にかけての旧国道、この都市計画について等、それぞれの都市計画道路網、これにつきましては相当年数が計画時からあるわけでございます。この都市計画道路網の見直しにつきましては、京都府におきまして平成18年に見直しの指針が示されました。都市計画決定後30年を経過した路線、また長期にわたり未着手となっている路線の見直しということになっておるわけでございますけれども、南丹市におきましては対象路線には該当しませんでした。しかしながら、先ほどらい申しましたように、やはり社会状況の変化等あるわけございまして、ただいま申された路線を含めて、すべての路線において見直しを図っていかねばならないという必要性を感じておるところでございます。しかしながら、この都市計画事業、これはまちづくりの骨格となる事業でもございます。都市計画決定された諸事業について、それぞれ計画的に推進をしていかねばならない、こういう側面もあるわけでございますので、都市計画道路につきましては、未着手のすべての路線の対象に見直しについて検討を進めてまいりたいとこのように考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また住宅改修助成制度、また小規模工事希望登録制度につきましてのご質問をいただきました。今、私どももこの大変厳しい状況の中、市として建設業者の皆さん、また中小零細業者の皆さん方の抱えておられる課題、大変厳しい状況にあるというふうに認識いたしておるところございまして、こういった中でどのような施策が考えられるのか、また、どのような施策を推進していくのか、それぞれ知恵をしばっておるところでございます。今日までもそれぞれ緊急経済対策の活用等を行ってきたわけでございます。今、ご指摘のございました住宅リフォームの助成制度、先ほど申されたような側面もあるかもわかりませんが、時限事業として3市のところが4市ですか、2市2町ですか、実施をされましたが、もう時限が終わって消滅されておるところもあるわけございまして、市といたしましても、今、木造住宅の耐震改修事業、また障がい者の方々の小規模な住宅改修に、また国の制度でありますリフォームの支援制度、この辺について居宅介護住宅についての改修等の制度があるわけでございます。現時点におきましては、この住宅改修の助成制度につきましては創設することは考えていない現状でございます。また小規模工事希望登録制度、これは先ほどご紹介のございましたように亀岡市で今年になって実施を始められたということでございます。このことも承知しておりますし、今このことにつきましては実態がどういうふうな形でされておるのか、また、この効果はということも含めて、調査、研究をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。今、南丹市におきましては、ちょうど発注いたします建設工事等の入札参加資格申請の受付けを行っておるところでございます。こういった中で南丹市内

に主な営業所がある土木一式工事の業者さんが147社あります。その他の業種も入れますと多くの登録業者があるわけでございますけれども、ご承知のように大変厳しい今、建設工事の事業でございます。こういった中で年々減少しておりますし、このような状況の中で等級区別において発注をしているところでございますけれども、下位ランクに位置づけられる、いわゆる中小零細の業者の方々には、発注機会がほとんどないというのも現状でございますし、また、こういった業者の皆さん方の発注の確保というのを優先すべき課題であるというふうに考えておるところでございます。大変さまざま厳しい状況の中でございますけれども、それぞれ市内業者の皆さん方が健全な経営をさせていただくということは、市にとっても大変重要なことでありまして、このことについても努力していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

次に雇用状況、これはもう本当に今の新卒者の就職状況というのは厳しいこと、実は私的なことになりますが、わが家にもそういうふうな年代の者がおりますので、まさに日々の言動を聞いておりますと、大変厳しいのが切実に私自身も思っておるところでございます。こういった中で京都府におきましては、今、京都ジョブパーク、まさに他府県に先駆けて積極的な施策を推進していただいておりますし、こういった中で京都府との連携の中で、さまざまな施策をとっていかねばならないと思っております。また京都府の南丹振興局と共催で地元企業への地元雇用の働きかけを含めましてのモデルづくり、産業就業フェアを開催する中でも、地元の企業の皆さん方とのマッチングについても実施をいたしておるところでございます。また先ほどご指摘のございました、それぞれ誘致しております企業について、このことにつきましては、とりわけ私は重要なことだと思っておりますし、機会あるごとに地元雇用についてのお願いをさせていただいております。また、その趣旨につきましても、十分企業さんも理解をしていただいております。できるだけ市内の、とりわけやはり通勤時間の短い方というのは、もう企業にとっても大変ありがたいことなんだというふうなことで、そのマッチングももちろん問題はあるわけでございますけれども、そういうふうな市の趣旨もご理解いただく中で、地元雇用の促進にご努力をいただいております。現在、誘致企業における地元雇用者数は22年の4月1日現在で、全雇用者が2,760人ということなんですが、南丹市民993人ということになっております。今後、また京都新光悦村をはじめとする立地についても努力をしていかなければなりませんし、また就業機会の拡大に向けても、それぞれ京都府と連携をしながらも努力をしていきたい。また、それぞれの企業さんに対しても、地元雇用の促進を図るためにお願いを続けていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

次に、TPPの問題でございます。これは、もう大変な論議になっております。皆様方ご承知のとおりでございますし、また現在この環太平洋戦略的経済連携協定、これの加盟について、さまざまな論議がされておるわけでございます。当然このことが参加ということになってしまいますと、農林業に与える影響というのは大変多大でございます。

こういった中で先ほどご説明もありましたが、農林水産省におきましては農業関係の生産額が4兆1,000億円も減少するという試算も出しておられます。日本が被る被害は1兆円にも及ぶというふうなことも言われております。こういった中で政府におきましては、来年6月を目標に農業構造改革推進本部を立ち上げ、農林業に対する適切な措置について検討していくというふうにも、お伺いをしておるところでございます。当然こういうふうな影響が農林業については、農林水産省さんが挙げられておるわけございまして、そのまま加入ということになると大変なことになるというふうな認識も十分いたしておるところでございます。しかしながら、別の資料を見ますと内閣府ではTPPに参加するとGDPが2兆4,000億円から3兆2,000億円増えるという見方もされておるようですし、また経済産業省におきましては、TPPに参加しなければ10兆円、2020年までにGDPが10兆円減少するというふうなことも予測をされておるといふ報道があります。国全体として、このTPPというのをどのように考えていくのか、また農水省さんが今進められております農業構造改革推進本部、この中での農林業への措置、このことについて、どのように私ども地方のそれぞれの自治体も考え方をしていかなければいけないのか、これは総合的に考えていかなければならない、もうまさに国家的な課題であるというふうにも認識しております。もちろん私もこの市政を預かる者として、それぞれの市内のそれぞれの業種において、どのような影響があるのか、また、こういう措置をとらねば、どういうふうになるのか、この辺も十分に精査しながら国、府に要望していくことは要望していく、このことを進めていかなければならないと思っております。基本的に農林業に与える影響は誠に巨大でありまして、このことについては十分に警戒していかなければならない、このような認識をしておりますが、今後の動向を見定めながらも、国、京都府と連携をしていく、こういった対応をしていかなければならない、このように考えておるところでございます。

次に、有害鳥獣対策についてでございますけれども、もうご指摘のとおり大変厳しい現状でございます。また市政懇談会もそれぞれの会場で開かせていただきましたが、多くの会場におきまして、このお話が出てまいりました。まさに今、猪、猿、鹿、熊、特に今年は熊の状況というのが大変な状況が発生しております。またアライグマ、ヌートリアといったような被害も数多く出てきておるのも事実でございます。こういった中で現在の状況、21年度の被害額については被害面積が310ha、推定被害額が7,100万円、特に鹿による被害が全体の6割を占めておるといふふうなことでございまして、また熊の被害による林業、植林木の熊はぎ被害というのも南丹市北部地域で大変増加しておるといふふうな状況も把握しております。また、この施策につきましては先ほどもお話がございましたように、捕獲とまた防除という両面からとらなければならないわけでございますけれども、防除に関しましては昨年度、それぞれの国、府の補助事業と併せまして40地区、延長で54キロに対しまして柵の設置を実施をしております。今年は、本年度は43地区、延長で87キロの防除施設を計画をさせていただいておるところ

でございます。また捕獲率のことについてでございますけれども、本年度、猟期までの捕獲数、鹿につきましては実数が1, 213頭、猪が231頭で現在までの捕獲率が鹿で70%、猪が65%と、前年に比べて大変多く捕獲していただいております。改めまして猟友会の捕獲班の皆様方のご尽力に対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。ただ、やはりこういった捕獲の面につきましても課題が多くあるのも事実でございます。この課題につきましては、とりわけ猟友会の皆さん方のご意見もお伺いしながら、抜本的な施策も含めて、今後検討していかねばならない、それも早期に考えていかねばならない課題であると思っております。

また猿の対応につきましては、京都府の補助事業でモデル事業を採択いただきまして、市内の1カ所において実施をしていただくことになっております。猿の捕獲というのは大変ご意見があるわけでございますけれども、現状においては京都府が策定しております特定鳥獣保護管理計画に基づきまして、群れの個体数50頭のうちの10%以内に留めるというふうなことがございます。これは個体群の自然増を仮定した数値までで留めるということでございますし、またツキノワグマにつきましても、特定鳥獣保護管理計画によって捕殺処分が原則禁じられておるというふうな状況でございます。しかしながら私どもも、熊については猛獣でございます。地域の皆さん方にとっても恐怖心というのは大変大きいものがあるわけでございますし、これはやっぱりこのままではちょっと課題が多いというふうなことで、やはり住民の皆さん方の不安感の解消のためにも速やかな対応ができる制度の構築、また猿につきましても、さまざまな観点から個体数の減少についてどのような形がとれるのか、それぞれ協議を進める中で、具体的な施策を進めていかねばならない大きな課題であるというふうに認識しております。特に有害鳥獣の問題につきましては、当然、被害額もさることながら大切な農林産物、これがまさに大きな打撃を受けるという精神的な耕作者の皆さん方の思いというのがあるわけでございますし、また先ほど申しましたように、人命、生活にも関わります大きな課題もあるわけでございます。大変難しい課題もあるわけでございますけれども、それぞれ皆様方のご意見も賜りながら、この解消に努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

大面議員。

○議員（20番 大面 一三君） それでは一つあれなんですけども、都市計画に関わりまして、新町方面へ向かいます旧国道の都市計画、道路なんですけども、計画図を見ておられますと引き続き19m道路が、あの下まで延長されるという内容になっております。この宮町、そして本町の状況がもう歴然としてきたわけですから、やっぱり下への19m道路を延伸するということは、ちょっと反省の上に立ったものではないのではないかとこのように思うんですね。また今申し上げましたように、やっぱり古い町なみを残そうという動きも大きなものがございます。この間、あのあたりの一帯で古い町なみを大

切にしていこうという取り組みもされてきたわけです。市長もそれにも参加もされていたように聞きますので。ぜひともあそこには園部の、南丹市の歴史ある建造物が残り、城下町の風情が残る、そんな取り組みにさせていただきたいというふうに思うんですけども。あその部分については、その部分についても見直しをしていくという受けとめ方で結構ですか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それと、T P Pの関係につきましては、北海道とか米どころにつきましては、知事、県あげて反対という立場で明確にされているわけなんですけども、南丹市の市長さんとしては、そうした態度についてはT P Pについての参加は止めようという立場で取り組んでいくという方向なのかどうか、その辺あたりの決意も聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、新卒者の関係でありました、誘致企業に働きかけているということでありまして、なんかその働きかけている内容で今年は特に異常でございますので、何らか具体的な企業からの返答があったというようなことがありましたら、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、お聞きをするんですけども、毎年、市の職員さん、こういう時期ですから市と言いますと、この地域の大企業でございますので、ここでの採用状況とか、その辺の取り組みというのも大切なこととなります。来年度の新規採用の見込み等はいかがなものか、この機会にお伺いをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 先ほども答弁をさせていただいたところでございますが、都市計画道路網の見直しにつきましては、ご指摘のいただきました1路線ではなくて、すべての未着工の路線につきましては、見直しを推し進めてまいりたいとこのように考えておりますし、この手法につきましては、これから市民の皆さん方のご意見を聞くというようなこと、また専門的なご見識のある方のご意見を聞く、こういった見直しのやり方につきましても早急に検討をしていきたい、このように考えておるところでございます。

またT P Pの参加の問題につきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおり、さまざまな観点が考えられるわけでございます。農業問題だけ取り出せば、当然そのようになるわけでございますけれども、国全体としてどのような方向性を示していくのか、また農林業に対して、どれだけの施策を打ち出していくのか、こういうふうなことを見定めなければならない、このように考えております。まさにこれは国家戦略の大きな一つの鍵になるものと考えております。まさに今、紹介しましたように各省庁の試算はこのように出ているわけですが、国全体としてどのような考え方をするのかというのを、私は早急にお出しいただきたい。こういった中で、それぞれの市町村がどのように影響を受けていくのか、また、どういう施策を講じていく、こういった条件が必要になるのか、

このことが私は大事だというふうに思っております。

次に、新卒者の採用につきまして、それぞれお話をいたしておりまして、地元の高校からの採用をできるだけ努力をしておるんだというふうなことも、複数の企業からもお聞きしております。また高校の先生からも、そういうふうな働きがけをいただいておりますというふうなこともお聞きをしております。年々その部分については膨らんできたなというふうにありがたく思っております。市にとりましても、これは市の定数の適正化計画の中で、今、採用については取り組んでおるところでございますが、市職員の新規の採用予定としましては来年4月に事務が5名、保健師2名ということで、今、予定をしたしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

大面一三議員。

○議員（20番 大面 一三君） 答弁いただきました。もう一つ質問を漏らしておりましたので、モンキーセンターの関係なんですけども、猿につきましては今も申し上げましたように補殺と言いますか、銃で処分するというのはなかなか大変なことだというふうに聞いております。今もありましたけども、市はモデル事業で行うけれども、頭数は10%、現在いる10%ですから、5、6頭を目標にされているんだというふうに思うんですけども、これでは今の尺に合わないというような状況なんですね。そうやから地元では数十頭という猿が動き回っているというような状況で、何とかこれを捕獲してほしいというのが、もう恐怖感をもったの訴えであるわけですね、ですから、猿がこれ以上増えない、そして被害が増えないというような状況を市としても全力であげるべきだと思います。10%の捕獲で事が済むというものではないだろうというふうに思います。そこで私は提案をさせてもらっているわけなんですけども、補殺はできない、殺すことはできないということになりましたら、やはりそれを囲う、そういう施設が必要だというふうに思うんです、受け入れてくれる施設が。それは、やはり以前は犬山ですか、あちらのほうにあって、そちらに持って行かれたらいいですけども、今はそれが無いというようなことで、やはりこういった状況になりましたら、猿、市町村も構わずに動き回るわけですから、府の責任として、そういう猿を捕獲、確保するそういう施設の建設というのは、南丹市としても要求していくべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか、お伺いしておきたいと思います。

それともう一つ、京都府はこの統計でも見ますと、鳥獣害の被害というのが他府県で、全国的にもトップか、1位、2位というようなところなんです。それだけ鳥獣害対策が遅れているということも言えると思います。そうした中で野生鳥獣対策の遅れというのがあちらこちらにあるわけですけども、京都府に対しまして、そういう野生鳥獣対策の拠点施設を設け、調査研究、その指導を行う、そういう施策を強めるということで、強く申し入れていただきたいと思うわけでございますけども、いかがか、質問をさせてい

ただきます。

以上です。

○議長（井尻 治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 猿の一斉捕獲にいたしましては、先ほど申しました特定鳥獣保護管理計画に基づくということが基本になっておるわけでございます。実際これ以上に一斉捕獲をしたけれども、補殺することはできず、囲いをもって今、一時保管しておるといふような例も県外でございますけれどもあります。ただ、これを今後どこが管理して誰がどうするのか、しっかりとこのことを確認しておかないと、まさにそのことが問題となっております特定保護鳥獣、この点に対する虐待にもなるというふうなことにもつながります。私どもは先ほど申しましたように、やはりこの生活や命に関わる課題として課題化しておるんですから、この法制度も含めて抜本的に見直す中で、この計画につきましても見直していただきたいし、早急な手立てがとれるようなシステムづくりをまず構築していかなければならないということで、京都府と連携していく、このような姿勢をとっておるわけでございます。とりわけ、こういった点につきまして、先ほどお話ございましたように、昔は犬山のモンキーセンターがあって、そこが引き取ってくれたんやけどということなんですけど、まさにこれだけ個体数が増加していく中で、どのような施策があるのか、まずは今、モデル事業として、この南丹市で1区域、ここでまず試験的にやっていこうということで、今、取り組みが始められたわけですが、さらに今の現状を考える中では、これをさらに拡大、具現化していく、また新たな施策を構築していく、このことは市にとりましても府と連携してやっていく大きな課題であるというふうに認識しております。それぞれのご意見を賜る中で、より良い施策の構築に努めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（井尻 治君） 答弁が終わりました。

以上で、大面一三議員の質問が終わりました。

○議長（井尻 治君） 本日は、この程度といたします。

明日、12月1日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後3時20分散会
